

平成25～29年度
(2013～2017)

釧路市教育推進基本計画



釧路市教育委員会

未来を担う子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を願って

釧路市が、教育をめぐる今日的な課題に適切に対応し、将来にわたって持続的に発展していくためには、教育の本質である「人づくり」を社会全体で協力して行うとの認識のもと、学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちの確かな成長を支えていくことが必要であります。

特に、子どもたちの学ぶ力（学び方）、学ぼうとする力（学ぶ意欲）、学んで得た力（基礎基本）を育成する上で、義務教育の果たす役割は大きく、本市の教育行政の推進に資する長期展望の構築が急がれたところであります。

このため、釧路市教育委員会では、平成25年度から向こう5年間の本市教育のめざす姿を具現化する施策の概要や達成目標からなる「釧路市教育推進基本計画」の策定に着手することといたしました。

昨年6月に開催された第1回釧路市教育推進基本計画策定委員会において、「基礎学力や体力・運動能力の向上、いじめ・不登校問題など様々な教育課題を克服し、心豊かでたくましく生きる子どもたちの育成に向けて、その道標となるように、また、大きな課題の一つである基礎学力の向上に関しては、全国学力・学習状況調査では市内の全小・中学校が全道の平均正答率を上回るよう取組みを進めていきたい」と述べさせていただきました。

この計画は、「生きる力を育む学校教育の推進」と「育ちと学びを支える教育環境の充実」を大きな柱とする6つの基本方針と、それに基づく12の基本方策の実現をめざす具体的な施策を示しております。

今後は、本教育推進基本計画に基づく各種施策を着実に推進するとともに、学校や家庭が子どもたちにとって常に心やすらぐオアシスとして、人生を健康で心豊かに生きていくための知恵の源泉となることを願い、釧路市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと健やかな成長に全力を尽くしてまいります。

計画策定にご尽力賜りました計画策定委員会の委員はじめ、これまで貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました多くの皆様に感謝申し上げます。

教育は、「家庭の教えで芽を伸ばし、学校の教えで花開き、地域の教えで実を結ぶ」と言われます。今後とも市民の皆様や関係機関のご理解とご協力並びに忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年2月

釧路市教育委員会 教育長

千葉誠一

も く じ

第 1 章 基本的な構想

1	計画の策定にあたって	3
2	教育を取り巻く時代の潮流	6
3	釧路市教育のめざす姿	9

第 2 章 施策の推進

基本方針Ⅰ 確かな学力の確立

1	生きる力を支える学力の向上	13
2	社会の変化に対応する力の育成	16

基本方針Ⅱ 豊かな心の育成

3	心の教育の充実	21
4	生徒指導の充実	25

基本方針Ⅲ 健やかな体の育成

5	体力・運動能力の向上	29
6	健康・防災・安全教育の推進	32

基本方針Ⅳ 充実した学びを支える教育環境の整備

7	特別支援教育の推進	35
8	安全で快適な教育環境の整備	38

基本方針Ⅴ 信頼に応える学校づくりの推進

9	魅力ある学校づくりの推進	41
10	教職員の資質向上	44

基本方針Ⅵ 健全な育ちを支える連携・協働の強化

11	学校間の連携・協働の推進	47
12	家庭・地域との連携の推進	50

《参考資料》

1	関係基礎データ	55
2	策定委員会設置要綱	71
3	策定委員名簿	72
4	策定経過	73

第1章 基本的な構想

1 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

今日、少子・高齢化の進行や高度情報化の進展、個人の価値観の多様化などに伴い、社会環境は大きく変化し、新しい知識・情報が社会のあらゆる活動の基盤として重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代を迎えています。そのような社会において、子どもたちが充実した人生を送るために、教育が果たす役割は非常に重要です。しかしながら、子どもたちの教育をめぐるのは、学ぶ意欲や体力の低下、いじめ・不登校問題、基本的な生活習慣の乱れなど、取り組むべき課題は山積しています。

こうした中、文部科学省を中心とした国においては、平成18年12月に教育の憲法と言われる教育基本法が制定後初めて改正されたほか、学校教育や社会教育の関連法も改正されるなど、様々な教育改革が進められてきました。

そこには、地域の実情に応じて、教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めることが努力義務として示され、教育委員会が自らの主体性を発揮し、地域住民の期待や要望に応える教育行政を推進していくことが強く求められています。

釧路市では、平成20年3月に策定した「釧路市総合計画（平成20～29年度）」において、学校教育の充実に向けて施策の方向と主要事業の内容を示し、その具体化に努めるとともに、釧路市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、本市の総合計画に掲載している施策を対象として、教育に関する事務の点検・評価を実施し、施策の改善を図っています。

また、本市の総合計画の分野計画の1つとして策定された「釧路市社会教育推進計画」において、生涯学習社会の実現をはじめ、豊かな人間性や多様な人材の育成、豊かな心と個性ある文化を育む教育・文化・スポーツの振興充実に努めています。

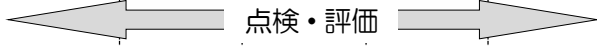
さらに、これまで年度毎に「教育行政方針」を示す中で、教育活動の活性化と内容の充実を図ってきましたが、様々な教育動向への対応や保護者・地域の負託に応える教育の一層の充実をめざすためには、学校教育を中心とした家庭や地域における「子どもの教育」に関わる具体的な方向性や指標を設定して、計画的に取り組むことが重要です。

こうした現状を踏まえ、釧路市教育委員会としては、次代を担う子どもたちの「生きる力」に必要な資質や能力を育てるため、また、学校・家庭・地域の連携強化による学校教育を充実するため、より年次性があり、具体的な達成度が見える教育方針として、新たに「釧路市教育推進基本計画」を策定しました。

計画の役割

この計画は、釧路市総合計画の分野計画として位置付けるとともに、本市がめざす教育の推進と、国の振興計画を参酌した教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画としての性格を併せ持つものです。

なお、この計画は、本市がめざす教育の基本理念や施策の方向性を市民の皆様に分かりやすく提示することにより、これに基づき取り組む具体的な施策や事業を位置付け、学校教育に対する市民の理解と協力を得るものとしします。

釧路市総合計画（平成20～29年度）										
～自然とまちの魅力が賑わいを創り 活力みなぎる～ 環境・交流都市「釧路」										
基本 目標	Ⅰ 活力に満ちた産業を育て、未来を切り拓くまちづくり									
	Ⅱ 共に支え合い、安心して暮らせるまちづくり									
	Ⅲ 自然と都市とが調和した、住みよい魅力あるまちづくり									
	Ⅳ 心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり									
	生涯学習の 推進	学校教育の 充実	芸術・文化の 振興と継承	スポーツの 振興	国内交流・国 際交流等の推 進	お互いを尊重 し、支え合う 社会の醸成				
	Ⅴ 市民と協働で創る、自立したまちづくり									
年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
										
						<div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px; display: inline-block;">釧路市教育推進基本計画</div>				

計画の期間

本計画の期間は、平成25年度を初年度として、平成29年度までの5年間とします。なお、変化の激しい社会情勢を踏まえ、国や道の教育施策や釧路市総合計画の動きなどに柔軟に対応し、必要に応じて、計画期間内においても見直しを行うものとしします。

計画の推進にあたっては、PDCAサイクル*を活用し、毎年度、計画に基づく教育施策の実施状況や達成目標などについて点検、評価を行い、その結果を公表し、翌年度以降の施策の展開に反映させながら、実効性のある計画の推進に努めます。

*PDCAサイクル：計画（Plan）を着実に実行（Do）し、その結果を評価（Check）して改善（Action）につなげる過程を継続的に繰り返すマネジメント手法。

計画の視点

(1) 学校・家庭・地域の幅広い連携

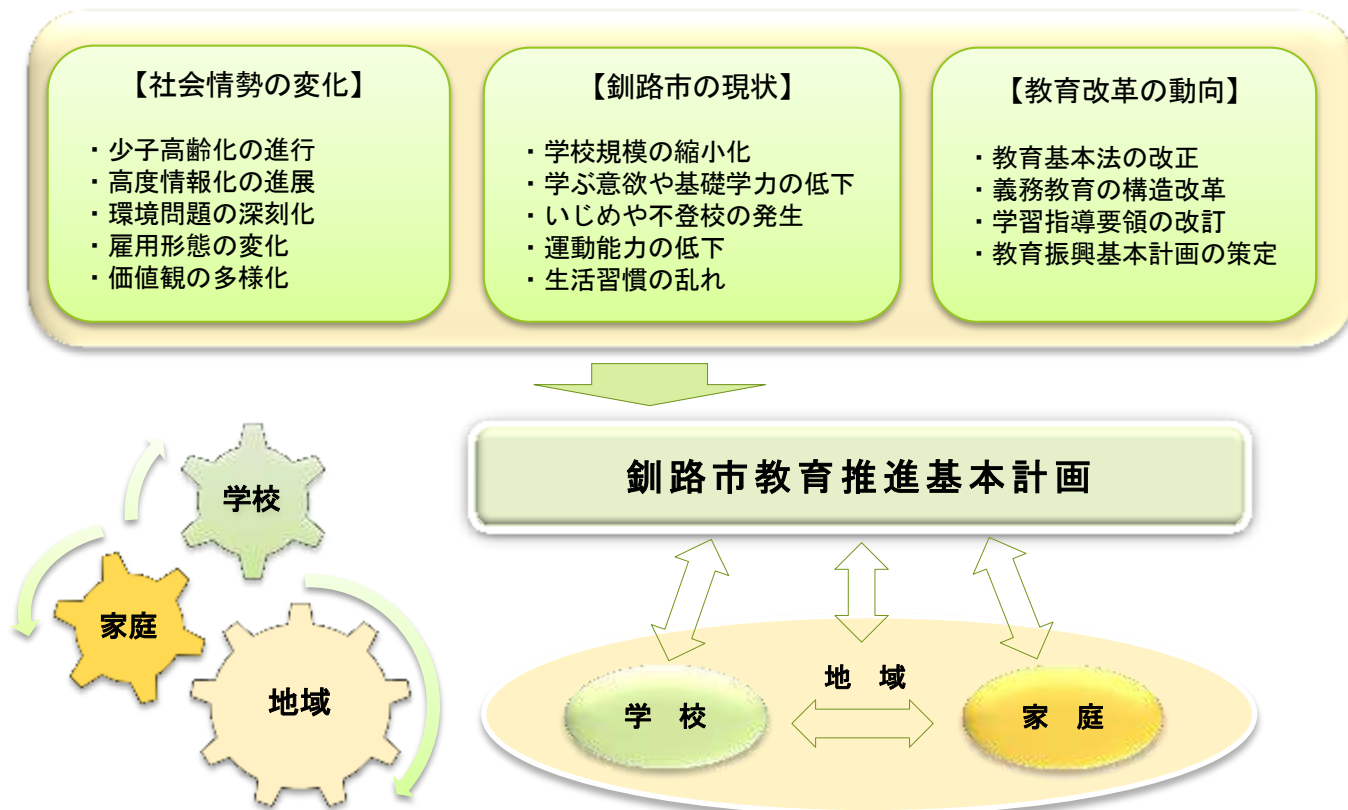
教育をめぐる課題に適切に対応するには、教育行政はもとより、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、相互に連携していくことが重要です。「人づくり」という教育の本質は、家庭や学校など様々な場所や機会で行われており、教育は社会全体で協力して行うものであるとの認識のもと、学校・家庭・地域が幅広く連携しながら取組を進めるための計画とします。

(2) 教育を取り巻く環境の変化への対応

教育とは、次代を担う子どもたちの自立を促す営みであり、こうした教育の目的はいつの時代も変わらないものです。しかし、少子・高齢化や高度情報化等の社会情勢の変化、教育基本法の改正や地方分権の進展等の教育改革の動向など、教育を取り巻く環境は大きく変化しており、これらを踏まえた的確な取組を進めるための計画とします。

(3) 本市の特色を生かした教育の実現

子どもたちの教育をめぐるっては、学力・体力の低下や道徳性の欠如等、多くの課題が指摘されており、釧路市における学校教育の現状と課題を踏まえ、その基本的な考え方と推進の方向性、取組の視点を提示することにより、本市の特色を生かした取組を進めるための計画とします。



2 教育を取り巻く時代の潮流

社会情勢の変化

(1) 少子・高齢化、核家族化の進行

わが国では、合計特殊出生率が依然として低く推移するなど少子・高齢化が進行し、人口が減少していく時代を迎えています。今後、若年者の割合が低下する一方で、人口の4人に1人が65歳以上になり、高齢者の人口比率がさらに増加します。こうした中で、労働力の減少やコミュニティ機能の低下など様々な影響が懸念され、社会の活力を維持・向上させるための教育を含む社会システムの再構築が重要な課題となっています。

また、これらを背景とする核家族化の進行、生活様式の変化により、家庭の共感や共生の場としての役割が薄まり、子どもに対する保護者の過保護・過干渉を招きやすくなることや子育ての経験・知識が伝わりにくくなることが指摘され、家庭の教育力の向上に向けた支援が必要です。

(2) 高度情報化の進展

インターネットや携帯電話の普及をはじめ、社会の様々な分野で高度情報化が進展しています。このように経済や暮らしの利便性は飛躍的に向上しており、あらゆる分野における情報の重要性が高まっています。

一方で、人と人とのコミュニケーションの希薄化や読書離れ・活字離れが指摘されています。さらに、個人情報への漏洩や有害情報の氾濫、ネットいじめなど高度情報化の負の側面も見受けられ、高度情報化社会を主体的に生き抜くことができる資質を身に付けることが大切です。

(3) 環境問題の深刻化

地球温暖化をはじめ、様々な環境問題が複雑化、深刻化しており、環境面からの持続可能性への配慮が大きな課題となっています。また、東日本大震災に伴う原発事故は、科学技術の利用に伴う危険と自然や人体の健康に与える影響について、重要な課題を示しています。

自然との共生と環境負荷の少ない循環型社会を形成するため、地球温暖化の防止、資源やエネルギーの有効活用など、できることから進んで実践できるよう、身近な生活と環境問題との関係について理解を深める教育がますます重要です。

(4) グローバル化の進展

交通機関や情報ネットワークの発展により、人・もの・情報の交流が国や地域を越えて活発に行われるなど、経済や文化は地球規模で展開されています。このように市場経済の拡大や貿易・金融の自由化により、国際的な相互依存関係はますます緊密化する傾向にあり、異なる文化との共生がより一層強く求められています。

将来、このような国際社会で活躍する人材が必要とされており、教育の場を通じて国際理解を深め、他者との人間関係を築くコミュニケーション能力や語学力などを身に付けることが必要です。

(5) 雇用形態の変化

厳しい経済状況を背景として、雇用形態の多様化が進行する中で、失業率の上昇や非正規雇用の拡大などによる経済的格差の問題が懸念されています。このような中、若年者の早期離職、ニートの問題も顕在化しており、教育を通じた職業観・勤労観の育成がますます重要です。

さらに、経済的格差の拡大によって生じる教育機会の格差の問題が指摘されています。不安定な家庭生活が子どもの成長に与える影響は大きいものがあり、家庭の経済状況や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して学ぶことができるよう、教育の機会均等を確保することが必要です。

(6) 価値観の多様化

余暇時間の増大や生活水準の向上などにより、人々の価値観は多様化し、ものの豊かさよりも生きがいなどの心の豊かさを大切にす方向へと変化しています。こうした中、個人の生き方を大切にすあまり、自己中心的な風潮も強まっており、社会全体としての規範意識の低下が指摘されています。

このため、考え方の異なる人々が互いを尊重し、ともに支えあう共生社会を形成していく資質を育む教育が重要です。

(7) 地方分権の進展

地方分権改革推進法の施行などに伴い、国と地方公共団体との役割分担が見直され、市町村の担う役割は大きくなりました。このことにより、地域の実情に応じた教育を進めることが、これまで以上に重要になっており、教育委員会制度の改革や権限の移譲など、市町村の教育行政の主体性を高めるための取組が進められてきました。

こうした中で、教育委員会においては、教育行政の点検・評価を行うとともに、情報公開や市民参加の促進、福祉や他の分野とのさらなる連携が求められています。

教育政策の動向

(1) 教育基本法、教育3法の改正

教育を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、平成18年12月に約60年ぶりに教育基本法が改正されました。これまで掲げてきた「人格の完成」など普遍的な理念は継承しつつ、今日重要と考えられる事柄を「教育の目標」として新たに規定するほか、「教育の機会均等」「家庭教育」「幼児期の教育」「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」等についても、新たに規定されました。

また、平成19年6月には、学校教育法をはじめとする教育3法の改正により、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標の見直しや組織としての学校運営の強化、教員に対する信頼の確保、責任ある教育行政の実現が図られました。

(2) 学習指導要領の改訂

教育基本法や学校教育法等の改正を受け、平成20年3月には、学校における教育内容の基本を定める学習指導要領が告示され、これまでも重視されてきた「生きる力」の理念を継承しつつ、基礎的・基本的な知識・技能の習得や授業時数の確保など、教育改革の形が具体的な内容として示されました。

この改訂された新しい学習指導要領に基づく教育活動はすでに行われており、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から全面実施されています。

(3) 教育振興基本計画、北海道教育推進計画の策定

平成20年7月には、教育基本法第17条第1項に基づく教育振興基本計画が策定されました。この計画は、教育に対する社会全体の連携の強化、一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現、国・地方のそれぞれの役割の明確化という考え方のもと、わが国の将来の発展の原動力たり得るものは「人づくり」、すなわち教育をおいてほかになく、改めて「教育立国」を宣言し、教育の振興に取り組むことが明記されています。

また、教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画としての性格を併せ持つ北海道教育推進計画が平成20年3月に策定されました。

(4) 釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例の制定

釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため制定されました。

本条例は、平成24年第6回釧路市議会12月定例会に議員提案として提出され、同定例会において可決成立し、平成25年1月1日から公布施行されています。

3 釧路市教育のめざす姿

基本理念

釧路の風土で生まれ 未来を拓く 心豊かな人づくり

変化の激しいこれからの社会において、将来を担う子どもたちが夢や希望に向かって、自らの力を最大限に発揮し、着実な歩みを進めるためには、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育むことが求められています。

また、本市がめざす活気と賑わいに満ちたまちづくり、すなわち、持続的に発展していく共生社会の基盤は、「人づくり」言い換えれば「教育」であり、人と人とのつながり、人と自然とのつながりを深めながら、ともに社会に参画していく「人づくり」が一層重要になっています。

そのためには、本市の持つ自然の豊かさや厳しさ、先人が築いた歴史や文化に学び、釧路ならではの特性を生かした教育を、学校だけではなく家庭や地域をはじめ、様々な機会と場で行う環境づくりが大切であり、学校・家庭・地域の相互の連携・協力により、基本理念「釧路の風土で生まれ 未来を拓く 心豊かな人づくり」の実現をめざします。

教育目標

- ふるさと釧路を愛し 活力あるまちに奉仕する人づくり
- 伝統と文化を大切にし 主体的に学びつづける人づくり
- 進んで人とかかわり 豊かな心をはぐくむ人づくり
- 自然に親しみ 健康でたくましく生きる人づくり

4つの教育目標は3市町合併後の平成18年に制定され、①ふるさとのよさを知り、郷土を大切に、勤労に誇りと意欲を持ち、地域づくりに貢献する態度を育むこと、②先人の英知や進取の精神を受け継ぎ、生きがいを求め、生涯にわたって主体的に学び続ける意欲を培うこと、③うるおいのある社会づくりに積極的に行動でき、思いやる心やボランティア精神など、豊かな人間性を育むこと、④豊かな自然と共生し、すべての活動の源となる心身の健康や体力の保持増進を図ることをめざしています。

施策の体系

基本方針	基本方策	施策の方向
I 確かな学力の確立	1 生きる力を支える学力の向上	(1) 基礎・基本の確実な定着を図る指導の充実 (2) 学ぶ意欲を高める指導の充実
	2 社会の変化に対応する力の育成	(1) 情報教育の推進 (2) 国際社会を生きる人材の育成 (3) 個に応じた職業観の育成 (4) 環境教育の推進
II 豊かな心の育成	3 心の教育の充実	(1) 道徳教育の充実 (2) 読書活動の充実 (3) 体験的な活動の充実
	4 生徒指導の充実	(1) 教育相談体制の充実 (2) いじめ問題への取組の充実 (3) 学校適応指導の充実
III 健やかな体の育成	5 体力・運動能力の向上	(1) 体育活動の充実 (2) 食育の推進
	6 健康・防災・安全教育の推進	(1) 健康教育の推進 (2) 防災・安全教育の推進
IV 充実した学びを支える教育環境の整備	7 特別支援教育の推進	(1) 特別支援教育の体制整備 (2) 教育的ニーズに応じた適切な支援の充実
	8 安全で快適な教育環境の整備	(1) 学校施設の計画的整備と早期耐震化 (2) 学ぶ意欲を高める学習環境の整備
V 信頼に応える学校づくりの推進	9 魅力ある学校づくりの推進	(1) 学校評価機能の充実 (2) 開かれた学校づくりの推進
	10 教職員の資質向上	(1) 専門性を高める研修の充実 (2) 組織運営体制の活性化
VI 健全な育ちを支える連携・協働の強化	11 学校間の連携・協働の推進	(1) 幼児教育の振興・充実 (2) 幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校の連携・接続
	12 家庭・地域との連携の推進	(1) 家庭の教育力の向上 (2) 地域の教育力の向上

第2章 施策の推進

「施策の推進」の構成

現状と課題

経済社会状況の変化や教育改革の動向、道や国が実施した教育に関する各種調査の結果などを踏まえ、当該基本方策に関連する教育の現状や課題、基本方策の設定の背景などについて記述しています。

施策の方向

「現状と課題」において記述した内容を踏まえ、基本方策の達成に向けた柱の基本的な考え方を施策の方向として示しています。

施策の概要

平成25年度から29年度の5か年において、施策の方向に沿って、展開される具体的な取組内容を記述しています。その実施主体の多くは教育委員会・学校になりますが、教育委員会・学校だけが取り組むのではなく、家庭・地域の理解と協力をお願いしたい施策項目に【家庭】【地域】と表示しています。

施策項目	施策の具体的な内容
望ましい生活習慣、学習習慣の確立促進 【家庭】	食事や睡眠時間などの基本的な生活習慣や家庭学習習慣を身に付けるための学校や家庭での取組を推進します。

達成目標

施策の方向に掲げる施策項目の効果を適切に把握・検証するとともに、その達成度を市民の皆様に分かりやすく示すために成果指標に関する最新の現状と平成29年度における目標を示しています。なお、目標については、可能な限り数値的なものとし、施策を推進するうえであるべき姿、全道・全国平均をめざすもの、過去の実績に基づくもの、市の他の計画において位置付けられているものなどを考慮して設定しています。

成果指標項目	現 状	目 標
「平日、1日当たりの家庭学習時間が1時間以上」と回答する児童生徒の割合	小6 45.9% 中3 63.3%	小6 60.0% 中3 75.0%

* 注釈：文中において、市民の皆様が理解しにくいと思われる教育用語等について、意味を分かりやすく解説しました。

基本方針Ⅰ 確かな学力の確立

基本方針1 生きる力を支える学力の向上

現状と課題

これまでの全国学力・学習状況調査*の結果から、本市の小学校及び中学校のいずれにおいても、知識・技能の定着と活用について課題が見られます。平均正答率においては、小中学校ともに全国平均は下回っていますが、全道平均とほぼ同様の状況です。

また、「授業がよく分かる、どちらかといえばよく分かる」と回答した児童生徒の割合は全国と同様の状況ですが、1日当たりの学習時間が1時間以上の児童生徒の割合は、小学生約46%、中学生約63%であり、学習に対する関心や意欲、家庭での学習習慣に課題があります。

教育委員会では、各学校が自校の成果や課題を踏まえ、各教科等の指導体制・指導方法の工夫改善や学習意欲の向上等の取組を支援するため、釧路市学校改善プラン*の検証・見直しに基づき、具体的な方策に取り組んでいます。

学校では、基礎・基本の確実な定着のために、子どもたち一人一人の学力の定着状況を的確に把握し、繰り返し指導や個に応じたきめ細やかな指導の充実を図ることが極めて大切です。そのためにも、学校で学習したことを定着させるための家庭学習習慣づくりを地域の協力を得ながら、学校と家庭が一体となって確立していくことが求められています。

次代を担う子どもたちの「生きる力」を支える上で欠かすことができないのが、子どもたちが自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決する資質や能力の向上です。学校教育においては、子どもたちの学ぶ意欲を高めながら、基礎的・基本的な知識や技能の習得と、それらを活用できる力、すなわち「確かな学力」を育むことが極めて重要です。

児童生徒への質問紙調査の結果によると、「勉強が好き、どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合は約60%で全国よりも低い状況です。

子どもたちが主体的に学ぶ意欲を高めるためには、様々な物事に対する興味・関心を抱き、学ぶことの楽しさや意義、学ぶことと自分の将来との関わりを実感させるなど、子どもたちが自ら考え、粘り強く取り組み、充実感をもてる学習場面と機会をつくっていくことが必要です。

* 全国学力・学習状況調査：国が平成19年度から実施している全国的な学力調査。小学校6年生、中学校3年生を対象に、教科に関する調査（国語、算数・数学等）と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を実施。

* 釧路市学校改善プラン：学校や家庭と連携した学力向上に向けた取組計画。「授業づくり」「環境づくり」「習慣づくり」の3つの視点に沿った具体的な方策を示す。

施策の方向1 基礎・基本の確実な定着を図る指導の充実

子どもたちに基礎・基本を確実に身に付けさせるために、子ども一人一人の学力の定着状況を的確に把握し、個に応じたきめ細やかな指導の充実に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
釧路市学校改善プランの推進	調査結果に基づく児童生徒の状況を踏まえ、「授業づくり」「環境づくり」「習慣づくり」の3つの視点に基づく学力向上に向けた取組を展開します。
釧路市標準学力検査*の活用	小学校3～5年生、中学校1・2年生を対象に、国語、算数・数学の2教科において、到達度を調査する標準学力検査を実施し活用を図ります。
補足的な学習サポートの実施	学生サポーターの活用による夏季・冬季休業中の学習サポートや、退職教員等による放課後学習サポートの実施による支援を行います。
望ましい生活習慣、学習習慣の確立促進 【家庭】	食事や睡眠時間などの基本的な生活習慣や家庭学習習慣を身に付けるための学校や家庭での取組を推進します。

達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
全国学力・学習状況調査における児童生徒の平均正答率の状況（全道を100とした比較の値）	小6国 99.0 小6算 100.5 中3国 98.2 中3数 94.1	小6国 100以上 小6算 100以上 中3国 100以上 中3数 100以上
「授業がよく分かる、どちらかといえばよく分かる」と回答する児童生徒の割合	小6 81.5% 中3 67.2%	小6 85.0% 中3 75.0%
「平日、1日当たりの家庭学習時間が1時間以上」と回答する児童生徒の割合	小6 45.9% 中3 63.3%	小6 60.0% 中3 75.0%

* 釧路市標準学力検査：平成24年度から実施している本市の学力調査。小学校3～5年生、中学校1・2年生を対象に、教科に関する調査（国語、算数・数学）を実施。

施策の方向2 学ぶ意欲を高める指導の充実

子どもの興味・関心などに応じた学習や体験的・問題解決的な学習を工夫し、子どもたちの学習に対する意欲を一層高める指導の充実に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
学校訪問指導の充実	指導方法や教材・教具の工夫など、学習意欲の向上に向けた授業づくりへの指導助言に努めます。
授業評価*の推進	教師と児童生徒のコミュニケーションツールとしての授業評価の活用を推進し、授業改善を図るなどして学習意欲の向上に努めます。
生活・学習意識調査の導入	児童生徒の学習状況等の改善に向け、小学校3～5年生、中学校1、2年生を対象にした生活・学習意識調査の導入を検討します。
学校支援ボランティアの活用 【地域】	地域の人たちとふれあい、学ぶことの楽しさや意義を実感させられる教育活動の充実に向け、学校支援ボランティアの活用を促進します。

達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
「勉強が好き、どちらかといえば好き」と回答する児童生徒の割合（国語及び算数・数学）	小6国 61.8% 小6算 66.9% 中3国 57.7% 中3数 47.6%	小6国 70.0% 小6算 70.0% 中3国 70.0% 中3数 60.0%
児童生徒による授業評価を取り入れている小中学校の割合	小 53.6% 中 80.0%	小 100% 中 100%
地域の人材を外部講師として招聘した授業を行っている割合	小 75.7% 中 66.7%	小 100% 中 100%

* 授業評価：児童生徒の授業に対する意識や習熟の状況等を把握するもの。例えば、「授業の内容は良く理解できますか」「わからないことやもっと知りたいことを質問しやすいですか」などの評価項目が設定される。

基本方針Ⅰ 確かな学力の確立

基本方策2 社会の変化に対応する力の育成

現状と課題

高度情報化の進展に伴い、子どもたちに情報活用能力を育成することが必要です。本市においては「本やインターネットを使って調べる活動をしている、どちらかといえば活動している」と回答した児童生徒の割合は小学生約67%、中学生約23%であり、小学生が全国・全道を上回り、中学生が下回る状況となっています。

学校では、子どもたちが情報手段の利用に慣れ親しむ機会を充実させるとともに、家庭、関係団体とも連携して情報モラルに関する正しい知識・技能を習得させる情報教育の充実が求められています。

経済・社会活動のグローバル化*の進展により、伝統・文化に関する教育をはじめ、子どもたちに国際社会を生きる人材として主体的に行動できる資質・能力を育成することが必要です。本市においては、子どもたちが郷土への理解を深めるよう郷土読本「くしろ」を作成するほか、小学校外国語活動や中学校英語教育でALTを活用しています。

学校では、ALT等のより効果的な活用などを図り、児童生徒が外国人とふれあい、英語などの外国語をはじめ、異文化理解を深める取組の充実が求められています。

厳しい経済状況や雇用情勢が続く中、子どもたちが将来、社会人・職業人として自立できるよう小学校段階からのキャリア教育の充実が必要です。本市においては「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合は小学生約86%、中学生約75%であり、全国・全道と同様の状況となっています。

学校では、子どもたちが学ぶことや働くことの意義を体験的に理解するとともに、自己の生き方についての考えを深める指導を計画的、組織的に行うことが求められています。

環境問題の深刻化を背景に、子どもたちがエネルギーや環境問題と生活との関わりについて学ぶ環境教育の充実が必要です。本市においては学校版環境ISOの取組を継続実施しているほか、子どもたちへの省エネルギー啓発を目的とする研修を平成23年度より行い、小学校約54%、中学校約40%の実施まで進めてきています。

学校では、環境に配慮して主体的に行動する意欲や態度を育成するため、知識の習得だけでなく、家庭を含めた日常生活での実践につなげていく工夫が求められています。

* グローバル化：資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

施策の方向1 情報教育の推進

情報化の進展に対応するため、情報を適切に選択、活用できる能力や情報モラルを育む教育環境の充実に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
コンピュータ等の基本的な操作の習得促進 【家庭】	教科や総合的な学習の時間を通じ、児童生徒に、コンピュータや情報通信ネットワークに関する知識・技能の習得を進めます。
情報モラル教育*の推進 【家庭・地域】	発達段階に応じた情報モラル授業を実施するとともに、インターネット等を安全に利用するための心掛けなどについて保護者等への啓発も図ります。
情報教育設備の整備	児童生徒のための教育用コンピュータや授業用デジタル機器などの情報教育設備の充実に努めます。
ICT*活用講座の開催	教育研究センターにおいて、ICTを活用した指導方法の工夫等、授業力向上を図る研修講座の開催に努めます。

達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
「授業で、本やインターネットを使って調べる活動をよく行っている、どちらかといえば行っている」と回答する児童生徒の割合	小6 67.4% 中3 22.8%	小6 75.0% 中3 30.0%
小中学校の教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	小 5.8人 中 4.6人	小 3.6人 中 3.6人

*情報モラル：情報通信ネットワークを利用する際、他者への影響を考え、責任を持って、正しく安全に利用するための基本的な考え方や態度のこと。

*ICT：Information and Communication Technology の略。例えば、パソコンでインターネットなどを活用する技術のことで、教育分野では、情報コミュニケーション技術と訳される。

施策の方向2 国際社会を生きる人材の育成

豊かな国際感覚を育成するため、自国や郷土への理解はもとより、英語などのコミュニケーション能力を高めるとともに、国際理解を深める教育の充実に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
A L T *等による指導の充実	A L T の適正配置や計画的な派遣を行うとともに、小中学校での授業におけるA L T 等による指導の充実に努めます。
外国語活動、英語科教育の研修講座の開催	教育研究センターにおいて、小学校外国語活動や中学校英語科教育の授業づくりについての研修講座を開催します。
郷土読本「くしろ」*の発行	教育研究センターの専門委員会において、郷土理解に対する学習意欲の向上を図るため、小学3・4年生用の郷土読本を発行します。
外国人とふれあう機会の拡充 【地域】	「English Days (イングリッシュ・デイズ)」など、外国人とふれあい、異文化に慣れ親しむ体験学習の機会の拡充を図ります。

達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
全小中学校におけるA L T を活用した年間授業時数	小 1168時間 中 770時間	小 1180時間 中 800時間
中学校の英語教諭による交流授業を実施している小学校の割合	28.6%	50.0%

* A L T : Assistant Language Teacher の略。学校に派遣する外国語指導助手。

* 郷土読本「くしろ」：釧路の郷土について子どもたちに伝えるための副読本。内容は、アイヌ文化、産業の様子、安全で健康なまちづくりなど、小学3・4年生が、社会科の学習の中で活用できるもの。

施策の方向3 個に応じた職業観の育成

自分の個性を理解して進路を選択する能力や知識を育むとともに、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、職場体験活動などの取組の充実に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
キャリア教育*の推進	各種ボランティア活動、中学校を中心とする職場体験活動の計画的な実施や、学年に応じた進路指導の充実に努めるなど、キャリア教育を推進します。
職場体験活動の充実 【地域】	職場体験活動の受け入れ事業所を募集し、協力事業所リストを整備するなど、各学校における職場体験学習の充実に支援します。
子どもインターンシップ事業の支援 【地域】	地元商店街での職業体験を行う子どもインターンシップ事業「チャイルド1DAY 仕事一日体験」の実施を支援します。
学校支援ボランティア*の活用 【地域】	地域で生活する人たちの生き方にふれ、学ぶことや働くことの意義を理解する教育活動の充実に努めるために、学校支援ボランティアの活用を図ります。

達成目標

成果指標項目	現状	目標
職場体験活動を実施している中学校の割合	93.3%	100%
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答する児童生徒の割合	小6 86.2% 中3 74.8%	小6 90.0% 中3 80.0%
職場体験活動における協力事業所	—	登録事業所数 100

*キャリア教育：「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」のこと。

*学校支援ボランティア：子どもたちの安全対策や学習支援、学校の環境整備などに従事する保護者や地域住民のボランティア。

施策の方向4 環境教育の推進

自然環境や様々な環境問題に対する関心を高める、よりよい環境の創造のためにできることから実践する態度を身に付けるよう環境教育の推進に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
環境問題への理解の促進 【家庭・地域】	身近な自然を守っていこうとする意欲や態度を育てるため、釧路ならではの特色を生かした各校の環境教育の取組を促進します。
ジュニアリーダーの育成 【家庭・地域】	自然体験や社会体験など、多様な体験活動を通して、地域や学校などで活躍できる児童生徒の育成を図ります。
省エネルギー特別研修の実施	小中学生を対象とした省エネ意識の啓発を目的とする特別研修を全ての学校で実施します。
学校版環境ISO*の取組促進	全小中学校で、節電やごみの分別など学校版環境ISOの継続や、出前環境教室等の取組を進めます。

施策の概要

成果指標項目	現 状		目 標	
学校版環境ISOの取組を実施している小中学校の割合	小	100%	小	100%
	中	100%	中	100%
省エネルギー意識の啓発を目的とする研修を実施している小中学校の割合	小	53.6%	小	100%
	中	40.0%	中	100%

* 学校版環境ISO：各学校で、節電やごみの分別、リサイクル活動など、環境に優しい学校づくりに関するスローガンのもと、具体的な行動目標を宣言し、それを実践し、記録し、見直す取組。ISOは、International Organization for Standardizationの略で国際的な標準を意味する。

基本方策3 心の教育の充実

現状と課題

子どもたちの問題行動の状況や意識調査などから、規範意識*や道徳性の希薄化などの問題が指摘されていますが、本市においては「学校のきまりを守っている、どちらかといえば守っている」と回答した児童生徒の割合は小学生、中学生ともに約93%であり、全国・全道を上回る状況となっています。

学校のきまりは、子どもたちにとって一番身近で基本的なルールであり、それを遵守しようとする規範意識をはじめ、思いやりの心など様々な道徳的価値*を大切にする態度を培うことが必要です。学校では、このような態度の基礎は家庭において培われるものとの認識に立ち、家庭や地域との連携による道徳教育を一層推進していくことが重要です。

子どもたちの豊かな人間性を育む上で、言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を豊かにする読書活動は不可欠なものです。様々なメディアの普及や生活環境の変化等を背景として、子どもの読書離れが指摘されています。本市においては「読書が好き、どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合は小学生約73%で全国と同様の状況であり、中学生約74%で全国・全道を上回る状況となっています。

学校では、朝読書や学校支援ボランティアによる読み聞かせなど、読書に親しむための取組が活発に行われています。今後も、子どもたちの読書を支える学校図書館を整備するとともに、市立図書館との連携強化や読み聞かせ等の人的資源の拡充を進めていくことが必要です。

都市化や少子化等に伴い、子どもたちが自然や社会との体験的に関わる機会を減少させ、そのことが、社会性の未発達や人間関係の希薄化など、豊かな人間性の育成に問題が生じているとの指摘がなされています。

学校では、子どもたちの心に根ざした道徳性の育成をはじめ、基礎的な知識・技能を生きて働く知恵としてしっかり身に付けさせるため、地域全体で自然体験やボランティア活動などの社会体験、調査研究や生産活動などの体験学習等、子どもたちが様々な体験を積み重ねる機会を充実させることが求められています。

* 規範意識：「人を身体的にも心理的にも傷つけてはいけない」などの社会的な基準を守り、その基準に基づいて、規律ある行動をしようとする意識。

* 道徳的価値：人間らしいよさであり、例えば、思いやりの心、あるいは生命を大切にする心、くじけず努力する心などのこと。

施策の方向1 道徳教育の充実

家庭や地域との連携を図りながら、規範意識、生命尊重などの基本的な倫理観や思いやり
の心や強い意志などの豊かな心を育む道徳教育の充実に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
「道徳の時間」の充実	道徳教育の要となる「道徳の時間」の授業研究を通して、道徳的価値について自覚を深めさせ、心に響く道徳の授業を実現します。
「道徳の時間」の授業公開 【家庭・地域】	「道徳の時間」を広く保護者や地域住民に公開し、家庭や地域からの感想・意見を得て、「道徳の時間」の改善を図ります。
豊かな情操の育成 【地域】	優れた文化芸術に触れる「こころの劇場」等の開催を通して、生命の大切さや人を思いやる心、美しいものに感動する心など、豊かな情操を育みます。
人権教育の推進 【家庭・地域】	子どもの発達段階に応じて、男女平等などの人権に関する正しい理解や自他を尊重する態度を育成する指導の充実に努めます。

達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
「学校のきまりを守っている、どちらかといえば守っている」と回答する児童生徒の割合	小6 92.7% 中3 93.6%	小6 100% 中3 100%
「ものごとを最後までやりとげて、うれしかったことがある、どちらかといえばある」と回答する児童生徒の割合	小6 94.6% 中3 93.9%	小6 100% 中3 100%
保護者に対して、「道徳の時間」の授業公開を実施している小中学校の割合	小 100% 中 93.3%	小 100% 中 100%

施策の方向2 読書活動の充実

多様な興味・関心に応える魅力ある図書を充実し、子どもたちの豊かな感性や表現力、創造力を高める読書活動の充実に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
学校図書館図書の整備	子どもたちの読書環境を充実するため、蔵書の整備に努めます。
学校図書館機能の充実 【地域】	図書管理システムの電算化を促進するとともに、学校支援ボランティアに対する図書館運営に関する研修を実施します。
一斉読書活動の推進 【家庭】	「朝読書」などの一斉読書等の取組を通して、家庭における子どもたちの読書習慣の形成を図ります。
市立釧路図書館との連携強化	図書館と学校との連携を深め、学級文庫への図書貸出や図書館員による読み聞かせやブックトーク*など、学校の読書活動を支援します。

達成目標

成果指標項目	現 状		目 標	
児童生徒 1 人当たりの学校図書館図書数	小	19.4冊	小	23.1冊
	中	29.4冊	中	35.5冊
「朝読書・読み聞かせ」などの一斉読書の時間を設けている小中学校及び幼稚園・保育所の割合	小	96.4%	小	100%
	中	80.0%	中	100%
	幼保	100%	幼保	100%
「読書が好き、どちらかといえば好き」と回答する児童生徒の割合	小6	72.8%	小6	80.0%
	中3	74.1%	中3	80.0%

*ブックトーク：本の面白さを伝えることで、その本を読みたいという気持ちにさせることを目的として、一定のテーマに基づいて何冊かの本を紹介すること。

施策の方向3 体験的な活動の充実

豊かな人間性や社会性を育み、社会の一員としての自覚を深めるために、地域が有する様々な教育資源を生かした体験活動の充実に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
特色ある教育活動の普及啓発 【地域】	外部の人材や施設を活用した体験活動が積極的に進められるよう、各学校の特色ある取組をまとめて情報提供します。
計画的な体験活動の推進	各学校において、体験活動が教育課程*に適切に位置付けられ、教育活動全体を通じた取組が促進されるよう指導助言します。
文化体験活動の充実	アーツスクール事業や児童生徒参加型の事業を通じて、子どもたちが芸術文化に触れる機会の充実に努めます。
体験型学習活動の展開 【地域】	こども遊学館や博物館等、社会教育施設が持つ機能を生かしながら、多くの子どもたちが興味を持てる内容の体験型学習活動を展開します。

達成目標

成果指標項目	現 状		目 標	
自然に関わる体験活動を計画的に実施している小中学校の割合	小	96.4%	小	100%
	中	73.3%	中	100%
ボランティア活動などの社会奉仕活動を実施している小中学校の割合	小	85.7%	小	100%
	中	73.3%	中	100%
施設見学や探究学習など、地域を生かした体験的な学習を実施している小学校の割合		100%		100%

* 教育課程：学習指導要領等の関連する法令に従い、教育活動の内容を児童生徒の発達に応じ、授業時数との関係において総合的に組織した学校の教育計画。

基本方策4 生徒指導の充実

現状と課題

教育相談は、子どもや保護者が抱える多様な不安や悩みに対応しながら、本人やその保護者などに問題の解決に向けた助言を行うなど重要な役割を担っています。

教育委員会では、家庭用リーフレットの作成・配布を通じて、様々な相談窓口を周知しています。学校では、子どもたちの心のサインを見逃さないようアンケート調査や個別面談などを行い、いじめや不登校などの問題行動の未然防止や共感的な人間関係*の確立に努めています。今後もスクールカウンセラーの有効活用など一層の相談体制の充実を図りながら、子どもたちの自尊感情*を高めるための教育活動を推進することが重要です。

全国的にいじめの認知件数は減少傾向にありますが、本市における平成23年度のいじめの認知件数は、小学校110件、中学校21件となっており、そのすべてが解消できています。しかし、近年では認知することが難しい携帯電話やインターネットによる新しい形のいじめが発生しているなど、依然として憂慮すべき状況にあることから、児童生徒に対する情報モラル教育を充実するとともに、携帯電話のフィルタリングの活用について家庭との連携を図ることが必要です。

いじめの根絶に向けては、「心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とのいじめの定義に立ち、学校における指導の徹底やいじめられた本人が訴えやすい環境をつくるなど適切に対応していくことが強く求められています。

本市における平成23年度の不登校児童生徒の出現率は、小学校0.22%、中学校2.06%であり全国を下回っていますが、その数は小学校19名、中学校89名と相当数の人数であり、ほぼ横ばい状態です。

不登校の解消のためには、ふれあい教室（適応指導教室）やさわやか学級・青空学級（心因性情緒学級）等との連携を図りながら、不登校児童生徒の不安や悩みに適切に対応して人間関係づくりの力を高め、不登校児童生徒が学校復帰へ向けて歩き出すことができるよう支援を継続しています。また、不登校の要因は複雑多様化しており、スクールソーシャルワーカーによる教育・福祉の両分野から包括的な支援を行うなど、個別の状況に応じた丁寧な居場所づくりが必要です。さらに、学校生活の基盤となる学級が、遊びや学級活動等を通じて、好ましい人間関係が保たれ、安心して学べる場となることが大切です。

* 共感的な人間関係：児童生徒が互いに認め合い、支え合うなどの温かな人間関係。

* 自尊感情：自分自身をかけがえのない存在として認め、自分自身を欠点を含め好きになる気持ち。

施策の方向1 教育相談体制の充実

子どもや保護者、教職員が日常的に相談できる環境を整備するため、専門家や関係機関等の活用を通して、共感的な理解を基盤とした相談体制の一層の充実に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
Q-Uテスト*等の実施	年2回、子ども一人一人の内面の状況を客観的にとらえるQ-Uテストやアセス*等の実施を通して、学校のきめ細やかな教育相談の充実に努めます。
スクールカウンセラーの活用	生徒が悩みを気軽に相談し、ストレスを和らげるため、小中学校に教育支援課のスクールカウンセラーを中心に派遣し、カウンセリングを行います。
教員の教育相談スキルの向上	コミュニケーションを通して、子どもたちの内側にある能力や意欲を引き出すアプローチとしての教育相談のスキルを学び、日常実践に生かします。
教育相談の充実	電話相談カードの配布など様々な相談窓口の周知を図るとともに、教育研究センター内の相談体制を充実します。

達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
生活アンケート調査に基づき、定期的に教育相談を行っている小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
「自分にはよいところがある、どちらかといえばある」と回答する児童生徒の割合	小6 74.7% 中3 68.7%	小6 100% 中3 100%
教育相談室の設置数	—	1箇所

* Q-Uテスト：不登校・いじめ・学級崩壊の予防、よりよい教育実践の効果測定を目的として、子どもたちの学校生活における満足度を測る標準化された心理テスト。

* アセス：「生活満足感」「教師サポート」「友人サポート」「向社会的スキル」「非侵害的關係」「学習的適応」の6つの側面から、学校生活への適応感を捉える生活アンケート。

施策の方向2 いじめ問題への取組の充実

いじめなどの問題行動について、子ども理解と正確な状況把握に基づく、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組を充実します。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
いじめ根絶に対する意識啓発 【家庭・地域】	いじめを含めた討論会の開催や学校のいじめ防止月間の設定など、いじめ根絶に向けた子どもたちの主体的な取組を推進します。
いじめに関する実態調査の実施	年3回のいじめに関する実態調査を通して、いじめの状況をきめ細かく把握するとともに、いじめの問題に対する学校の指導体制を点検します。
いじめ解決サポートチーム*の派遣	学校だけでは解決が困難ないじめの問題が発生した時には、関係機関と連携を図りながら、早期解決を図ります。
教育相談の充実（再掲）	電話相談カードの配布など、様々な相談窓口の周知を図るとともに、教育研究センター内の相談体制を充実します。

達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
「いじめはどんな理由があってもいけない、どちらかといえばいけない」と回答する児童生徒の割合	小6 96.7% 中3 90.7%	小6 100% 中3 100%
小中学校におけるいじめの認知件数	小 110件 中 21件	小 60件 中 20件
いじめの認知件数のうち、解消している割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%

* いじめ解決サポートチーム：スクールカウンセラー、指導主事、教育相談員で構成され、学校だけでは解決が難しい問題に対して、学校と一緒に問題解決に当たる。

施策の方向3 学校適応指導の充実

家庭や関係機関との連携を図り、不登校の適切な対応に努めるとともに、適応指導教室（ふれあい教室）や心因性情緒学級（さわやか学級・青空学級）における指導の工夫を図り、学校適応指導の充実に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
不登校児童生徒*の実態調査の実施	年3回の調査による不登校児童生徒の実態をきめ細かく把握し、その対応について学校との連携を図ります。
適応指導教室等の整備充実	学校生活に適応することが困難な児童生徒に対して、多様な体験活動や個々の状況に応じた学習支援や教育相談を行います。
スクールソーシャルワーカー*等の活用 【地域】	スクールソーシャルワーカーやファミリーサポーターの活用を促進し、関係機関と連携しながら包括的な支援を展開します。
コミュニケーション活動の充実	学級活動等において役立つ人間関係づくりや集団づくりを有効に進めるための具体的な指導方法を実践的に学ぶ研修講座を実施します。

達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
不登校を理由とする欠席が年間30日以上の子 童生徒の出現率	小 0.22% 中 2.06%	小 0.2%未満 中 2.0%未満
スクールソーシャルワーカーの配置	1人	増員
「学校で友達に会うのが楽しい、どちらかとい えば楽しい」と回答する児童生徒の割合	小6 96.4% 中3 93.1%	小6 100% 中3 100%

* 不登校児童生徒：病気や経済的理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因を理由とする欠席が年間30日以上の子童生徒。

* スクールソーシャルワーカー：社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、児童生徒が置かれている環境に働きかけ、社会福祉制度面からの支援を行う。

基本方針Ⅲ 健やかな体の育成

基本方策5 体力・運動能力の向上

現状と課題

これまでの学校保健統計調査*や全国体力・運動能力、運動習慣等調査等によると、本市における児童生徒の体格は全国平均とほぼ同等か上回っていますが、体力・運動能力は全国より低い傾向が見られます。我が国の子どもたちの体力・運動能力は、昭和60年頃より長期的な低下傾向にあり、その原因は、生活が便利になり日常的に体を動かす機会や、少子化などにより外遊びやスポーツをする機会が減少していることなどの影響と考えられます。

また、子どもたちの体力の低下については、将来的に国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加など社会全体の活力が失われる事態が危惧されています。学校では、体育授業の充実など体育活動の日常化を通じて、運動する子どもとそうでない子どもの二極化を解消し、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てることが大切です。

さらに、体育授業などにおける新体力テストの実施や学校行事を活用した体力向上への取組を推進するとともに、地域において日ごろから運動に親しむ環境づくりを進めることが求められています。

子どもたちをめぐる食生活については、近年、全国的な傾向として偏った栄養摂取や肥満傾向の増加、過度の痩身などが見られるとともに、増大しつつある生活習慣病と食生活の関係も指摘されています。食生活の乱れや不規則な睡眠など、子どもたちの生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけではなく、体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等につながる要因となります。

また、本市においては、「朝食を毎日食べている、どちらかといえば食べている」と回答した児童生徒の割合は小学生約95%、中学生約92%であり、全国を下回る状況となっています。朝食の摂取については、すべての子どもたちに対して、望ましい食習慣等を育成するという観点から、さらにこの割合を高めていくことが必要です。

さらに、食は子どもたちの健全な発達の基本であり、学校においては、食育の生きた教材となる学校給食の地場産品の使用を進めるほか、家庭における望ましい食習慣が図られるよう、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進など学校と家庭が一体となった取組の促進が求められています。

* 学校保健統計調査：児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的として、学校で実施される健康診断の結果を用いて行われる調査。

施策の方向1 体育活動の充実

体育授業や体育的行事における活動を通じて、運動の楽しさや喜びを実感させ、生涯にわたって、進んで外遊びや運動に親しもうとする意欲を高める体育活動の充実に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
体育授業の工夫改善	関係機関と連携して、運動の楽しさを実感させる実践的な研修を支援し、生涯スポーツの基盤を培う体育授業の充実に図ります。
新体力テスト*の実施	子どもたちの体力・運動能力の実態をきめ細かく把握し、体力向上を図るための実践力を身に付ける指導の充実に図ります。
冬季スポーツの推進 【家庭・地域】	冬季における屋外での運動時間を確保するスケート授業等の取組が促進されるよう、学校の体制整備を支援します。
運動習慣づくりの促進 【家庭】	体力の向上をめざして、家庭の協力を得ながら、歩くことに視点をいた運動習慣の改善や縄跳びの記録に挑戦するなどの「1校1実践」の取組を充実します。

達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
新体力テストの総合評価がC以上の児童生徒数の割合	小5 56.5% 中2 57.2%	小5 70.0% 中2 70.0%
全学年において新体力テストを実施している小中学校の割合	小 53.6% 中 100%	小 100% 中 100%
「運動やスポーツをすることが好き、どちらかといえば好き」と回答する児童生徒の割合	小5 82.5% 中2 86.8%	小5 90.0% 中2 90.0%

*新体力テスト：筋力や持久力、走力や投力などの体力・運動能力を測定するために、文部科学省が平成11年度より導入しているテスト（握力・長座体前屈・反復横跳び・50M走・立ち幅跳び他3種目）。総合評価（A段階～E段階）は、年代別に、各項目の得点を合計して行う。

施策の方向2 食育の推進

学校給食における指導や栄養教諭*等との連携を通じて、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるよう食育の推進に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
食に関する指導の充実 【家庭】	子どもたちが食の重要性を理解できるよう、栄養教諭を中核として、教育活動全体を通じて、家庭と連携した食に関する指導を組織的・計画的に推進します。
「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進 【家庭・地域】	家庭における食に対する関心及び理解を深め、望ましい食習慣が形成されるよう、「早寝・早起き・朝ごはん」リーフレットを作成・配布します。
学校給食における地産地消の推進 【地域】	食への感謝や地元の食文化への理解を深めるとともに、学校給食での地場製品の活用を積極的に推進します。
安全・安心な学校給食の提供	給食食材の放射能検査をはじめ、衛生管理を徹底するとともに、給食センターの整備改修を進め、学校給食の安全性の確保を図ります。

達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
「朝食を毎日食べている、どちらかといえば食べている」と回答する児童生徒及び園児の割合	小6 95.4% 中3 91.5% 幼保 97.2%	小6 100% 中3 100% 幼保 100%
学校給食における道産食材の購入状況 (購入額における割合)	70.9%	75.0%
栄養教諭による保護者を対象とした食に関する講座を実施している小中学校の割合	小 67.9% 中 46.7%	小 90.0% 中 70.0%

* 栄養教諭：児童生徒の発達において、栄養状態の管理や食育の推進を行うために、平成17年から設けられた職であり、栄養士資格を有する正規教員。

基本方針Ⅲ 健やかな体の育成

基本方策6 健康・防災・安全教育の推進

現状と課題

学校では、法令等に基づく定期健康診断を実施し、異常が認められた場合には、医療機関による精密検査の受検を促すなど、家庭や医療機関などと相互に連携しながら、日常生活における児童生徒の健康の保持増進に努めています。

しかしながら、社会環境や生活様式の変化に伴い、子どもたちの健康をめぐって、アレルギー性疾患や心の健康など新たな問題が生じています。また、近年、10代の人工妊娠中絶や性感染症罹患、薬物乱用など対応すべき様々な課題も生じています。

このように児童生徒の健康に関わる課題が複雑・多様化していることや成長の著しい小・中学生期は健康な生活を送るための基礎を培う時期であることから、子ども自らが自分の健康管理に必要な実践力を育成することが求められています。

痛ましい事件・事故や東日本大震災をはじめとする自然災害など、予期せぬ危機に対する子どもたちの安全確保は何よりも大切なものです。

本市における平成23年度の児童生徒の交通事故の状況は、死亡事故等の重大事故はありませんが、自転車乗用中の事故9件を含む年間18件の発生状況です。また、平成23年度における日本スポーツ振興センター災害共済*の適用となった負傷等の発生件数は、小学校349件、中学校329件となっています。

安全を確保する最善の手立ては人の心にあります。学校では危機管理マニュアル*の見直しなどにより教師の危機管理意識の向上に努めるとともに、交通安全教室等の開催などにより子どもの安全意識の向上に努めています。また、交通量が多いなど事故の危険性が高い通学路の安全を確保することが必要です。

特に、地震多発地域にある本市においては、子どもたちに地震・津波等の自然災害の危険や日常の備えに関する知識を理解させるとともに、災害発生時に安全かつ的確に行動し、自らの命を守ることができるよう危険回避能力を高めることが求められています。

* 日本スポーツ振興センター災害共済：スポーツ振興のほか、児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付を行う。

* 危機管理マニュアル：学校が自校の実態を踏まえ、自然災害の発生や不審者の侵入など様々な危機を回避するための方策や危機発生時の被害・問題を最小限にとどめるための適切な対応策。

施策の方向1 健康教育の推進

子どもの発達段階に応じて、自らの健康についての意識を高め、健康的な生活を営む実践的態度を培う健康教育の推進に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
保健指導の充実 【家庭】	基本的な生活習慣の指導、口と歯の健康づくりなど家庭との連携を図りながら、学校保健計画等に基づく適切な保健指導の充実を図ります。
定期健康診断の実施 【家庭】	定期健康診断により、子どもたちの健康状況を的確に把握し、各種精密検査の受診等、家庭に対する健康改善に向けた情報提供を行います。
性に関する指導の充実 【家庭】	養護教諭等による健康相談や関係機関との連携により、子どもの発達段階に応じた性に関する知識を理解させ、望ましい態度の育成を図ります。
薬物乱用に対する指導の充実 【家庭】	薬物等の危険性・違法性や飲酒・喫煙の身体への影響などの正しい知識を理解させ、適切な判断や行動ができる態度を育成する指導の充実を図ります。

達成目標

成果指標項目	現 状		目 標	
計画的に学校保健活動を推進するために学校保健委員会*を設置している小中学校の割合	小	100%	小	100%
	中	100%	中	100%
う歯（未処置歯）のある児童生徒の割合	小	39.1%	小	30.0%
	中	29.9%	中	20.0%
外部講師による思春期講座及び薬物乱用防止教室を開催している中学校の割合	中	100%	中	100%

* 学校保健委員会：学校保健安全法等の施行に伴い、学校保健計画に規定すべき事項として位置付けられ、養護教諭をはじめ、学校医などを主な委員とした学校における健康づくりを推進するための組織。

施策の方向2 防災・安全教育の推進

子どもたちが災害を正しく理解するとともに、状況に適切に対応し、自らの命を守ることができるよう主体的に行動できる実践的態度を培う防災教育の推進に努めます。

施策の概要

施 策 項 目	施策の具体的な内容
防災教育の充実 【家庭・地域】	防災指導資料の発行を通じて、地震や津波等の自然災害に対する理解を深め、適切な判断のもと安全に避難行動できる指導の充実を図ります。
防犯教育の充実 【家庭・地域】	登下校時等の不審者との遭遇、学校への不審者の侵入等に対する対応の仕方など、危険を回避する行動力を体験的に身に付ける取組を促進します。
交通安全教育の充実 【家庭・地域】	児童生徒の交通事故防止のため、交通安全意識の高揚や交通ルール・マナーを習得する指導の充実を図ります。
危機管理体制の整備	防災対応マニュアルをはじめ、学校独自の危機管理マニュアルの定期的な見直しにより、初動体制を明確にするなど学校の組織的な対応力を高めます。

達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
地震～津波発生に特化した防災意識を高める授業を実施している小中学校の割合	小 75.0% 中 80.0%	小 100% 中 100%
児童生徒を対象とした防犯訓練や津波発生を想定した避難訓練を実施している小中学校の割合	小 92.9% 中 63.3%	小 100% 中 100%
通学路安全マップ*の作成や交通安全教室を開催している小学校の割合	94.7%	100%

* 通学路安全マップ：学校において作成する児童生徒の通学路における犯罪や事故の発生しやすい箇所やその理由、実際に犯罪や事故が発生した場所等を示した地図などの絵図。

基本方針Ⅳ 充実した学びを支える教育環境の整備

基本方策7 特別支援教育の推進

現状と課題

近年、全国的に、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数が年々増加しており、本市における平成24年度の在籍児童生徒は386人であり、平成18年度の約2倍近くになっています。本市においては、平成18年度より、知的障がい及び自閉症・情緒障がいについての校区を計画的に再編し、それまでの拠点校方式から分散方式への転換を進め、子どもたちが地域の学校へ通学しながら学ぶことができるようになりました。

現在、全ての幼稚園及び小中学校では、特別支援教育校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーター*の指名など、基礎的な校内支援体制を整備しています。

また、相談体制の充実のため、市の専門家チームによる巡回相談の実施や、北海道教育委員会の特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業の活用による釧路養護学校をはじめとする特別支援学校との連携を図り、保護者や学校への指導助言を行なっています。

今後、発達障がい等が更に増え続けることや特別支援教育*への理解が進んできていることもあり、幼稚園や小中学校の通常の学級における特別な支援を必要とする子どもたちに対する支援体制のさらなる整備が求められています。

平成19年4月より施行された学校教育法の改正により、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行う特別支援教育への転換が図られました。

本市においては、これまで、モデル校における調査研究や文部科学省の特別支援教育推進体制モデル事業の推進地域として、発達障がいを含む様々な障がいに関して、教職員や保護者が理解を深めながら特別支援教育の充実を図ってきました。

また、通常学級の教職員を含め、特別支援教育に対する専門性を高める研修講座を開催するとともに、平成24年度からは、教育研究センターに特別支援教育専門委員会を新たに設け、通級指導教室を活用した校内支援の推進などの調査研究に取り組んでいます。

一方、「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合は小学校約89%、中学校約57%となっています。今後、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた、より一層のきめ細やかな支援を行うためにも、本人・保護者や関係機関等と連携し、「個別の教育支援計画」等の活用による効果的な支援や学校間の引き継ぎ等を進めていくことが必要です。

* 特別支援教育コーディネーター：特別支援教育における校内委員会の運営や推進をはじめ、保護者に対する相談の窓口としての役割や関係機関との連携調整役としての役割を担う者。

* 特別支援教育：障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うために一人一人の障がいの状態に応じて行う教育。

施策の方向1 特別支援教育の体制整備

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況を的確に把握し、そのニーズに応じた特別支援教育の体制整備に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
巡回相談等の実施	臨床心理士*や認定心理士*などの専門的な観点から相談対応や助言を行うとともに、特別支援学校や関係機関との一層の連携充実に努めます。
校内支援体制の充実	特別支援教育に関する校内研修の実施や、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会の活性化によって、校内支援体制の充実に努めます。
交流教育の推進	他校の児童生徒との交流を深める合同宿泊交流会や学芸発表会等を開催するほか、校内における通常学級の児童生徒との共同・交流学习を推進します。
特別支援教育指導員*の適正配置	学校生活における補助や学習活動上の支援を図るため、特別支援学級や通常学級に特別支援教育指導員を適正配置するとともに、その資質向上を図ります。

達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
特別支援教育に関する校内研修を実施している小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
特別支援教育コーディネーターを対象とした全体研修会の開催数	—	年 1回
特別支援教育指導員を対象とした研修機会	年 2回	年 3回

* 臨床心理士、認定心理士：児童生徒に対して、心理テストや面接等を行い、心理学的な立場から発達状況を分析し、課題への対応方法等についてアドバイスを行う専門職。

* 特別支援教育指導員：特別な支援を要する児童生徒への支援及び学級担任の補助を行う臨時職員。保育士資格や幼稚園教諭、小中学校等の教員免許のいずれかを取得している。

施策の方向2 教育的ニーズに応じた適切な支援の充実

子ども一人一人の教育的ニーズに応じ、通常学級や特別支援学級、通級指導教室において適切な指導・支援を行なうことができるよう、特別支援教育の充実に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
「個別の教育支援計画*」等の活用促進 【家庭】	「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用と、学校間等における「個別の教育支援計画」などの円滑な引き継ぎを促進します。
特別支援教育に関する研修講座の開催	幼稚園や保育所をはじめ、特別支援学級や通常学級の教員等を対象とした指導方法の工夫等、専門性の向上を図る研修講座の開催に努めます。
特別支援教育指導員の活用促進	小中学校の特別支援学級や通常学級に配置している特別支援教育指導員の効果的な活用を図ります。
特別支援教育に関する指導資料等の発行	教育研究センターの専門委員会において、発達障がいを含む障がいに関する理解啓発資料や適切な支援のための実践的な指導資料・事例集を発行します。

達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
個別の教育支援計画を策定している小中学校の割合	小 88.9% 中 57.1%	小 100% 中 100%
特別支援教育に関する教育研究センター講座の開催数と参加者数	年 2回 157人	年 2回 180人
特別支援教育に関する指導資料や実践事例集の発行数	—	年 2回

* 個別の教育支援計画：医療、保健、福祉、労働などの関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うことを目的にした個別の支援内容を示した計画。

基本方針Ⅳ 充実した学びを支える教育環境の整備

基本方策8 安全で快適な教育環境の整備

現状と課題

学校施設は、子どもたちが多くの時間を過ごす場であり、保護者や地域住民にとってのコミュニティの拠点としての役割や災害発生時には応急避難施設としての役割も果たすことから、学校施設の安全性の確保は極めて大切です。

特に、東日本大震災では、学校施設が子どもたちの生命を守っただけではなく、多くの学校施設が避難所となり地域の防災拠点となったことや、本市が地震多発地域にあることから、学校施設の耐震化は、緊急の課題として取り組むことが必要です。

平成24年4月1日現在、本市における耐震二次診断の実施率は46.9%、耐震化率*は51.8%にとどまっていますが、教育委員会では、学校耐震化推進室を設置し、PFI*を活用するなど学校施設の早期耐震化を推進しています。

また、本市の小中学校の多くは、昭和40年代後半から50年代にかけて、児童生徒数の急増に対応して建設されたものであり、総じて老朽化が進んでいます。今後、学校の暖房設備や給水設備等の修繕・改修など、老朽化、バリアフリー化などへの速やかな対応を進めていくことが必要です。

地球規模の環境問題が世界共通の課題として提起されており、学校施設においても、木材や自然エネルギー等を活用し、環境負荷の低減や自然との共生に対応した施設を整備するとともに、シックハウスへの対策など、未来を担う子どもたちの健康に配慮した学校施設の改善が重要です。

本市においては、学校管理運営にかかわる経費の確保に努めることにより、平成16年度以降、新JIS規格の児童生徒用机いすを順次整備しており、平成23年度末現在では小学校約36%、中学校のすべてに整備されています。

今後とも、児童生徒が快適な学校生活を過ごすことができるよう、学校の換気や採光、照明、温度管理を適切に行うなど、環境衛生を維持しその改善を図ると同時に、教材・教具の高度化や情報化など学校設備の整備充実を進め、時代の変化に対応した教育活動の充実を図ることが求められています。

*耐震化率：すべての建築物のうちの耐震性がある建築物の割合で、学校数ではなく、棟数によって算出されている。

*PFI：Private Finance Initiativeの略。公共施設等の設計、建設、改修、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

施策の方向1 学校施設の計画的整備と早期耐震化

学びの場である学校の安全・安心の確保をはじめ、地域の避難施設としての機能を高め
ていくために、学校施設の計画的な整備と早期耐震化に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
学校施設の耐震化の促進	子どもたちの安全確保及び地域の応急避難施設としての耐震性の向上を早急に図るため、PFI等を活用して学校施設の耐震化を促進します。
学校施設・設備の適正な維持管理	消防設備をはじめ、暖房や給水等の各種設備機器の保守・点検を行い、学校施設の適正な維持管理に努めます。

達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
耐震二次診断*を実施した小中学校（棟数）の割合	小中 46.9%	小中 100%
耐震補強を実施した小中学校の割合（耐震基準を満たす学校を含む）	小中 51.8%	小中 100%

*耐震二次診断：公共建築物（学校・庁舎等）の耐震診断で最も多用されている方法であり、コンクリートの圧縮強度や建物の劣化状態などの調査に基づくことから、一次診断より結果の信頼性が高い。

施策の方向2 学ぶ意欲を高める学習環境の整備

学校が学びの場として機能できるよう、教材・教具をはじめとする学校備品の更新やシックハウスへの対策など快適な学習環境の整備に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
学校設備・備品の充実	学校備品の適正管理のため定期的に備品検査を行うとともに、教育課程の実施に必要な学校設備・備品の充実に努めます。
新JIS規格児童生徒用机等の整備	カラマツ間伐材の活用事業等により、老朽化が著しい児童用机・椅子を計画的に更新し、快適に学習することができる環境づくりを進めます。
環境衛生検査の実施	学校環境衛生基準*に基づく定期検査等の実施を通して、学校の環境衛生の適切な維持管理に努め、快適な環境を確保します。
健康に配慮した施設整備	シックハウスの対策など、健康に配慮するとともに、快適性を確保した施設整備を促進します。

達成目標

成果指標項目	現 状		目 標	
新JIS規格児童生徒用机等が整備されている小中学校の割合	小	35.7%	小	80.0%
	中	100%	中	100%
学校環境衛生基準*に基づく、各種環境衛生検査の実施率	小	100%	小	100%
	中	100%	中	100%
小中学校の教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数（再掲）	小	5.7人	小	3.6人
	中	4.5人	中	3.6人

* 学校環境衛生基準：学校保健安全法に規定されている学校における換気及び保温、採光及び照明、飲料水、その他環境衛生に関わる事項についての維持されることが望ましい基準。

基本方針Ⅴ 信頼に応える学校づくりの推進

基本方策9 魅力ある学校づくりの推進

現状と課題

学校運営の改善を進めるためには、学校における教育活動等の状況について、適切に学校評価を行い、その結果を教育活動の改善に生かし、評価結果を積極的に公表して説明責任を果たすことが必要です。本市においては、平成23年度には全ての小中学校が自己評価*を実施し、その結果を公表するとともに学校関係者評価*を実施しています。

学校は、子どもたちが抱える様々な問題を、学校の力だけで解決するよう努力するとともに、「めざす子どもの姿」の実現に向けて、家庭や地域とともに子どもの教育にあたるという視点に立ち、家庭や地域との連携に配慮した体制づくりを行うなど、学びの中心となる学校が主体性を発揮することが重要です。

今後、学校において実施された自己評価の結果公表の工夫改善や透明性の高い評価委員会の組織など学校関係者による評価体制の整備が求められています。

学校が家庭や地域から信頼され、支えられる存在であるためには、地域に根ざした学校として、学校の教育方針や抱えている課題などの情報を積極的に発信するとともに、学校全体で保護者や地域住民の要望を真摯に受け止めることが必要です。

そのため各学校においては、授業や学校行事の公開、学校だよりの発行などを通じて教育方針や特色ある教育活動などについての情報を発信し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教育活動の改善・充実を図ることが必要です。

今後とも、学校・家庭・地域の連携が不可欠と捉え、より一層の充実した学校教育を実現するために、学校の教育活動を地域に発信する機会を拡充し、地域の特性を生かした多様な教育活動を進めながら、学校の自主性・自律性を高めるとともに、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール*など、「協働する学校づくり」を進めることが求められています。

* 自己評価：学校運営の改善を図るために、外部（保護者）アンケートを含め、学校の教職員が教育活動やその他の状況について行う評価。

* 学校関係者評価：自己評価の結果について、保護者や地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会が評価すること。

* コミュニティ・スクール：学校運営に保護者や地域住民の意見を取り入れるための制度であり、教育委員会が任命する委員で構成され、学校運営の基本方針に対する承認など、一定の権限を有している。

施策の方向1 学校評価機能の充実

信頼される学校づくりを進めるため、学校における教育活動等の状況について、自己評価や学校関係者評価などを適切に行うなど、学校評価機能の充実に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
自己評価の充実	目標の重点化や数値目標の設定を含め、評価項目の工夫など、学校運営の改善に生かすことができる自己評価の実施を促進します。
学校関係者評価の充実 【地域】	授業や学校行事の参観等、学校関係者に評価の前提となる教育活動の公開を通して、学校関係者評価を充実します。
学校評価の結果等の積極的な公表 【家庭】	学校評価の結果や学力向上のための学校改善プラン*について、家庭や地域と課題を共有できるように広く保護者や地域に公表します。
実施状況の把握と指導助言	各学校の学校評価の実施状況を把握し、学校経営訪問等により、学校評価を踏まえた学校改善が円滑に進むよう指導助言に努めます。

達成目標

成果指標項目	現 状		目 標	
保護者アンケートを含めた自己評価を2学期終了時まで実施している小中学校の割合	小	78.6%	小	100%
	中	86.7%	中	100%
学校関係者と十分な意見交換を行い、相互の共通理解を深めている小中学校の割合	小	100%	小	100%
	中	100%	中	100%
自己評価の結果を学校だより等で公表し、説明している小中学校の割合	小	100%	小	100%
	中	100%	中	100%

* 学校改善プラン：基礎学力の向上など、学校の課題を解決するための具体的な目標、目標達成に向けた具体的な方策などを分かりやすく示した学校の取組計画。

施策の方向2 開かれた学校づくりの推進

保護者や地域と成果や課題を共有しながら、主体的な学校運営の改善が図られるよう、教育活動状況の積極的な情報発信をするなど開かれた学校づくりに努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
学校ホームページ開設の促進	学校の教育活動や学校運営の状況などについて、家庭や地域に積極的に情報提供できるよう、学校ホームページの開設を促進します。
釧路市学校運営協議会*（学校評議員制度）の充実 【地域】	学校経営に関する事項について、釧路市学校運営協議会（学校評議員制度）に意見を求めるなど、その活用が一層進むよう支援します。
コミュニティ・スクールの導入 【地域】	国の研究指定を活用して、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させるコミュニティ・スクールの導入を図ります。
地域公開日の設定 【地域】	地域に根ざした学校として、学校支援ボランティアをはじめ、学校を支える地域住民に日常の教育活動を公開します。

達成目標

成果指標項目	現 状		目 標	
学校ホームページを整備している小中学校の割合	小	39.3%	小	100%
	中	13.3%	中	100%
地域公開日を設定している小中学校の割合	小	82.1%	小	100%
	中	53.3%	中	100%
コミュニティ・スクールを導入している小中学校の割合	小	—	小	20.0%
	中	—	中	20.0%

* 釧路市学校運営協議会：校長の推薦により教育委員会が委嘱し、校長の求めに応じて学校運営についての意見を述べる協議会であり、平成17年度より設置されている。

基本方針Ⅴ 信頼に応える学校づくりの推進

基本方策10 教職員の資質向上

現状と課題

いつの時代においても教職員には、子どもたちの教育に直接携わる者として自ら学び続け、子どもの成長を願い、導くという職責に対する使命感や指導の専門性など、さらなる資質・能力の向上が常に求められています。

教育委員会では、教育研究センターの研修機能を最大限に活用して、教科指導や生徒指導等に関する各種研修講座のほか、異校種見学をはじめとした市教委による初任者研修や学力向上セミナー等を開催し、その内容の充実に努めています。また、交通違反をはじめとする教職員の不祥事の発生防止のため、法令遵守の徹底や服務規律の保持などについて意識啓発を行っています。

学校では、授業力の向上を図るため、教員同士が協働してお互いの授業を検討し、改善に結び付けていく授業研究に取り組んでいます。教育の中核は授業実践であることから、授業研究の機会をさらに充実し、教員同士が学び合い、切磋琢磨することが大切です。

また、当面する学校課題の解決や今日的な教育課題を踏まえた校内研修を推進するとともに、個々の教職員のライフステージ*に応じた研修会への積極的な参加を促すなど、一人一人の実践的指導力の向上が求められています。

基礎学力の向上やいじめ・不登校への対応など学校現場が直面する様々な課題の多様化、複雑化が進む現状においては、一人一人の教職員の力を最大限に生かすためにも、学校の組織的な取組が必要不可欠です。

教育委員会では、全小中学校に対して、学校運営の充実や今日的な教育課題に即した組織的な校内研修*の活性化を図るため、学校教育全般や教科・領域等を主とする内容について、指導主事等による計画的な学校訪問を実施するとともに、研究指定による公開研究会の開催を通して、その研究成果の普及に努めています。

また、学校においては、教職員全体で課題を共有し、目標達成への意欲を高める取組を進めるなど、一人一人の活動を有機的に結び付け、組織的に学校運営を行う体制を充実する努力がより一層強く求められています。

* 教職員のライフステージ：主に基本的指導技術等を習得する段階、ミドルリーダーとしての高い経営参画意識をはぐくむ段階、豊富な教職経験を踏まえた一層の教育観の深化を図る段階に分かれる。

* 校内研修：学校ごとに、学校や地域をめぐる教育の今日的課題に即して自主的に実施する研修活動。

施策の方向1 専門性を高める研修の充実

教育の今日的課題の解決に向けた指導力の向上を図るために、教職員一人一人の使命感や指導の専門性を高める研修の充実に努めるとともに、研修環境の整備に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
各種研修の充実と指導資料の作成	今日的な課題に対する実践的な研修など様々な研修を充実するとともに、指導資料の作成や研究成果の反映により、教職員の専門性を高めます。
服務規律の保持	法令遵守の徹底や服務規律の確保について、コンプライアンス*確立月間の設定など、教職員の自覚を高めます。
教育研究大会等への支援	教職員の主体的な研修を活性化するため、全道または全国的な規模の教育研究大会の開催や各種教育研究団体の事業推進を支援します。
教育研究センターの改修	教育研究センターの機能充実に向けて、耐震診断を実施し、整備改修を進めます。

達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
市内小中学校教職員数に対する教育研究センター講座受講者の比率	104.3% (講座数 29)	120% (講座数 30)
校内研修の中ですべての学級や教科で授業研究を実施している小中学校の割合	小 89.3% 中 93.3%	小 100% 中 100%

*コンプライアンス：法令遵守にとどまらず、学校への信頼の向上のために校内規程・マニュアル・教育理念・社会貢献などの範囲で自発的な取り組みとして行なわれる活動。

施策の方向2 組織運営体制の活性化

教育課題に組織的に取り組む学校運営の改善を図るために、活力ある学校体制の確立や創意ある教育課程の編成・実施するための環境整備に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
公開研究会の開催	市立小中学校を毎年度研究指定し、研究に必要な予算措置とともに、公開研究会の実施を通して、研究成果の普及に努めます。
学校訪問指導の充実	教科を中心とした授業参観や研究協議において、指導方法の工夫改善に関する助言を行い、学校の組織的な研究の活性化を図ります。
教職員評価の実施	学校職員評価*を有効活用し、教職員一人一人の協働・参画意識を高め、組織として機能する学校体制を確立します。
教職員の心の健康管理	教職員が生き生きと働けるよう、心の健康に関する相談窓口の周知を進めるとともに、気軽に周囲に相談できる職場環境づくりを進めます。

達成目標

成果指標項目	現 状		目 標	
平成25年度以降5年間で公開研究発表会の実施により研修成果を発信する学校数	3校		19校	
具体的な数値目標などを設定し、教育活動を推進している小中学校の割合	小	100%	小	100%
	中	100%	中	100%
指導主事業務の拡充	7人		増員	

* 学校職員評価：学校職員による自己目標の設定とその検証を中心とした目標管理手法による評価であり、学校職員の資質向上と学校の活性化をめざし、その成果が児童生徒に還元されることを目的とする。

基本方針Ⅵ 健全な育ちを支える連携・協働の強化

基本方策11 学校間の連携・協働の推進

現状と課題

教育の大前提は、子どもたちの健やかな成長を願い、幼児から児童へ、児童から生徒へという成長に伴う発達段階を正しく踏まえることであり、幼稚園・保育所、小学校、中学校という学校教育での学びを連続させていくことが極めて重要です。

幼児期における教育は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う上で大変重要です。様々な遊びを楽しむ中で、基礎的な体力や運動能力を発達させることや、友達との関わりを通して、コミュニケーション能力や社会性等を育むなどの豊かな教育活動の推進とともに、小学校への円滑な接続が大切です。近年、幼児の成育については、基本的な生活習慣の乱れや自制心・規範意識の低下、人間関係の希薄さなどが指摘されています。

本市においては、市立幼稚園3園のほか、多くの幼稚園や保育所で教職員による自己評価や保護者アンケート等に基づく学校評価*を実施しているとともに、近隣小学校との交流学习を実施しています。今後、幼稚園や保育所においては、幼児の心と体の総合的な発達を促す活動を重視し、家庭や地域と連携した特色ある教育環境を整備するとともに、小学校教育にどのようにつながっていくのかを見通した教育活動の編成・実施がより広く求められています。

学校間の接続では、小1プロブレム、中1ギャップ、高1クライシス*の問題が指摘されています。校種の違いはありますが、いずれも入学当初の子どもたちが新しい学校生活を楽しく快適なものと感じることができない状況があります。

本市においても、その傾向は見られ、対策として小学1年生の学級担任の約4割が小1プロブレムの状態を認知し、早期解消に向けた学級指導を進めています。

また、中学1年生の生徒の約2割程度が「中学校入学後に悩みや戸惑いを感じている」と回答しています。さらに、幼稚園や保育所の授業（保育）参観を実施している小学校は12校、小学校の授業参観を実施している中学校は4校となっています。

今後、幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校への移行期においては、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた丁寧な接続が重要であり、そのためには、教職員の相互理解や情報共有など、学校間のより密接な連携体制を図ることが求められています。

* 学校評価：幼稚園や学校が行う教育活動の評価。教職員や保護者、地域住民等の学校関係者などが評価を行い、園運営・学校運営の改善を図る。

* 高1クライシス：高校に入学後、不登校や中途退学に陥りやすい状況。

施策の方向1 幼児教育の振興・充実

幼稚園や保育所、小学校、そして家庭や地域が連携し、幼児期の健全な育ちを支える体制づくりに努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
幼児教育の提供	通園を希望するすべての満3歳児から5歳児に対し、心と体の総合的な発達を促すよう、質の高いきめ細やかな幼児教育の提供に努めます。
小学校との連携の推進	幼児の小学校へのスムーズな移行を行うため、交流学習の実施など、幼稚園や保育所等と小学校との連携を推進します。
資質及び専門性の向上	幼児教育に携わる関係者の合同研修や小学校教員等との合同研修を実施し、幼稚園教員や保育士の資質や専門性の向上を図ります。
家庭や地域社会との連携 【家庭・地域】	地域住民や保護者の保育参加行事の充実や、地域の人材活用の促進、学校関係者による学校評価の導入に努めます。

達成目標

成果指標項目	現状	目標
園児と小学生との交流学習の平均実施日数	年 1.5日	年 2日
教育研究センター講座に参加する幼稚園教員や保育士の人数	49人	100人
保護者や学校関係者による学校評価を実施している幼稚園・保育所の割合	69.2%	100%

施策の方向2 幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校の連携・接続

「小1プロブレム*」「中1ギャップ*」などの未然防止、発達段階の学習内容の確実な定着を図るため、異校種間の円滑な連携・接続に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
幼保小連携の促進	「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活習慣づくりの推進や小学校教員等による近隣の幼稚園や保育所の授業参観及び教員交流会等の取組を進めます。
小中連携の促進	9年間を見通した習慣表（学習習慣、生活習慣等）を作成し、小学校と中学校の連続的な学びの構築を支援します。
異校種合同研修等の充実	教育研究センター講座において、遊び等を通じた仲間づくりや学習への円滑な移行に関わる異校種合同研修や、幼保小中高を通じた教育講演会の充実を図ります。
調査研究の継続	教育研究センターの専門委員会において、「小1プロブレム」「中1ギャップ」などへの対応についての研究を継続し、指導資料の発行等を行います。

達成目標

成果指標項目	現状	目標
近隣の幼稚園や保育所の授業（保育）参観を実施している小学校の割合	42.9%	100%
近隣の小学校の授業参観を実施している中学校の割合	80.0%	100%
9年間を見通した習慣表（学習習慣、生活習慣等）を作成している小中学校の割合	—	小 100% 中 100%

*小1プロブレム：小学校1年生が入学後数か月を経過しても、集団行動ができない、学習に集中できない、教員の話が聞けないといった状態。

*中1ギャップ：中学校入学と同時に学習や生活の変化になじめず、学力の低下や長期欠席の急増などの課題が生じること。

基本方針Ⅵ 健全な育ちを支える連携・協働の強化

基本方策12 家庭・地域との連携の推進

現状と課題

家庭は、子どもに精一杯の愛情を注ぐ心のよりどころであるとともに、家族とのふれあいを通じて、社会を生きていく上での前提となる基本的な生活習慣等を身に付ける上で重要な役割を担うなど、すべての教育の出発点です。

しかしながら、平成22年度に実施された道民意識調査*では、家庭の教育力が低下していると思う道民の割合は8割を超えており、核家族化の進行や世帯規模の縮小、地域の人間関係の希薄化の中で、保護者が子どもと向き合う時間や精神的な余裕をなくし、子育てやしつけへの自信喪失など、家庭の教育力の低下が懸念されています。

このような状況の中では、学校と保護者が子どもたちの健やかな成長を望む思いを共有し、学校と保護者は家庭の役割を強く自覚し、様々な交流の機会に保護者同士のつながりを深めるなど、子育てに自信をもって取り組めるよう、相互の連携・協力による取組を充実させることが求められています。

全国では、登下校中に子どもたちが巻き込まれる痛ましい事件・事故も発生しています。子どもたちが安全で質の高い環境で学び、健やかに成長していくためには、学校と地域や関係機関との連携・協力を一層深め、地域全体で子どもを守り育てる継続的な体制づくりが必要です。

地域は、異なる年代の人々とのふれあい、豊かな自然や社会教育施設での体験を通じて、子どもたちの健全な社会性の育成や郷土を愛する心を育む場として大切な役割を担っています。にもかかわらず、地域の子どもに大人が積極的に関わろうとしないなど、地域で子どもたちを育てるという意識が希薄化しています。

本市においては、学校を中核として釧路市健全育成連絡会議*を組織し、青少年の健全育成を市民ぐるみで推進しています。今後更に、保護者や地域のボランティアによる子どもを見守る取組や読み聞かせなどの読書活動、地域の企業との連携による職場体験活動など、地域の教育力を生かした特色ある教育活動の一層の充実が強く求められています。

* 道民意識調査：道政上の諸課題や重要政策に関して、道民の意向の把握に努め、施策形成に反映させることを目的として行う世論調査。

* 釧路市健全育成連絡会議：あいさつ運動や各種イベントの開催など、青少年の健全育成を目的に小中学校とPTA、町内会など各種団体で構成される組織。

施策の方向1 家庭の教育力の向上

家庭が衣食住の生活基盤となるとともに、子どもの自立に向けた成長の基盤となるよう、家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実を通じて、家庭の教育力の向上に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
学習機会の充実 【家庭】	基本的な生活習慣の確立や思春期における対応の仕方など、関係機関と連携しながら、子育てのあり方を学ぶ学習機会の充実を図ります。
支援体制の充実 【家庭】	青少年育成センター相談員やファミリーサポーター*など、子育てに悩みを持つ保護者に対する相談・支援活動を充実します。
情報提供の充実 【家庭】	公共施設や市民が集まる場所の活用のほか、乳幼児健診や新入学説明会の機会を活用して、子育てに関する情報を提供します。
望ましい生活・運動習慣の確立 【家庭】	子ども自身による生活リズムの自己点検など、望ましい生活・運動習慣の確立に向け、家庭の意識啓発を図ります。

達成目標

成果指標項目	現 状	目 標
家庭教育支援事業「子育て講座」を開催している小中学校及び幼稚園・保育所の割合	小 21.4% 中 26.7% 幼保 37.0%	小 50.0% 中 50.0% 幼保 50.0%
「テレビ・ビデオ・DVDの視聴時間が1日あたり3時間以内」と回答する児童生徒の割合	小6 56.8% 中3 65.5%	小6 65.0% 中3 75.0%
「家の人と学校での出来事について話をしている、どちらかといえばしている」と回答する児童生徒の割合	小6 75.2% 中3 66.5%	小6 80.0% 中3 70.0%

*ファミリーサポーター：教育委員会によって委嘱され、家庭や学校だけでは解決できない問題や悩みを抱える家庭（本人や保護者）に対する継続的な支援を行う者。

施策の方向2 地域の教育力の向上

地域全体で子どもを見守り育てていこうとする意識を高めるよう、子どもたちの健全な成長を支える活動の活性化を通じて、地域の教育力の向上に努めます。

施策の概要

施策項目	施策の具体的な内容
学校支援ボランティアの拡充 【地域】	学校支援ボランティアの活用など、学校と地域の連携を図り、地域全体で学校教育活動を支援する取組を促進します。
地域活動に参画する人材の確保 【地域】	地域活動を活性化するため、地域づくりを担うリーダーを育成するなど、人材確保に努めます。
地域ぐるみの安全体制の整備 【地域】	こども110番の店*の拡充や自主防犯パトロール隊との連携を強化するなど、通学路の安全確保に向けた取組を推進します。
釧路市健全育成連絡会議の充実 【地域】	学校を中核とした地区ごとに、地域ぐるみで子どもが参加できる健全育成事業の充実を図ります。

達成目標

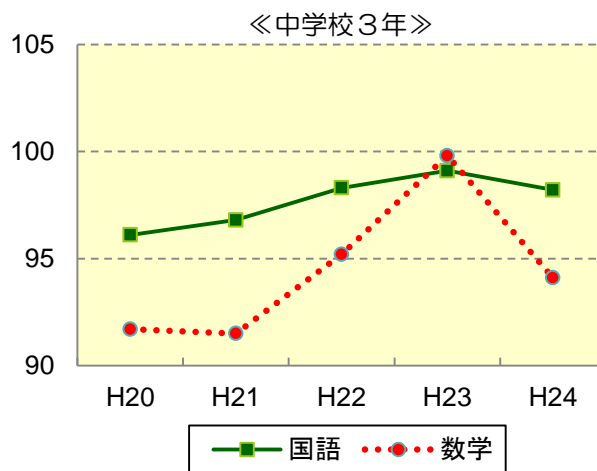
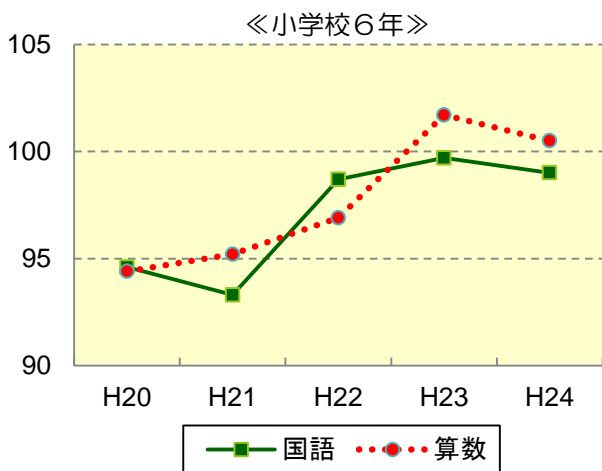
成果指標項目	現 状	目 標
小中学校における学校支援ボランティアの活動のべ人数	12,841人	15,000人
「地域行事に参加している、どちらかといえば参加している」と回答する児童生徒の割合	小6 45.4% 中3 21.5%	小6 70.0% 中3 50.0%

* こども110番の店：子どもの安全に対する注意喚起を促し、地域ぐるみで子どもを守るため、教育委員会が子どもの緊急避難場所として協力依頼したコンビニなどの店舗や事務所。

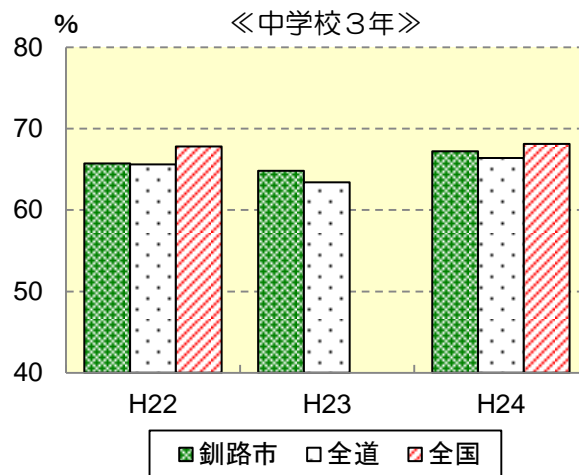
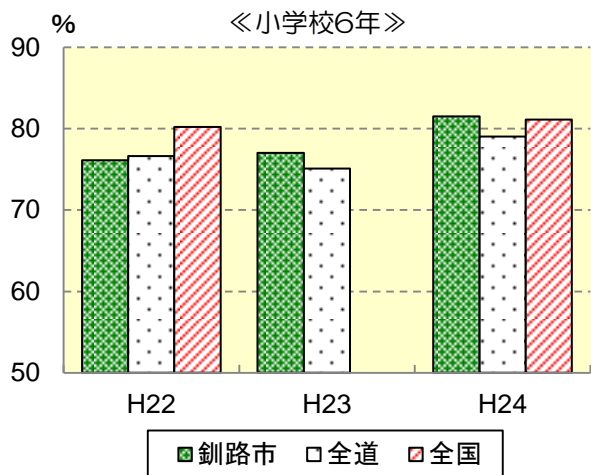
《参 考 资 料》

参考資料1 関係基礎データ

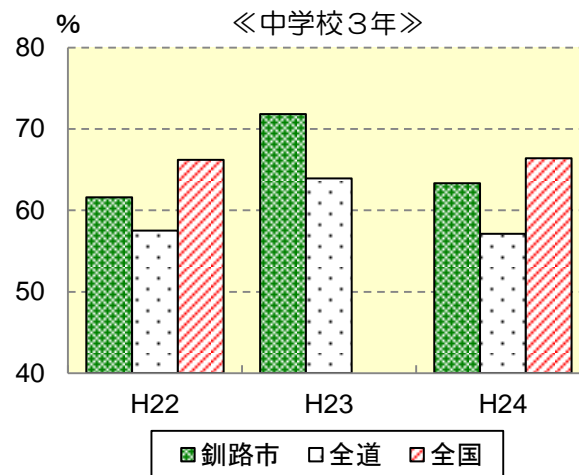
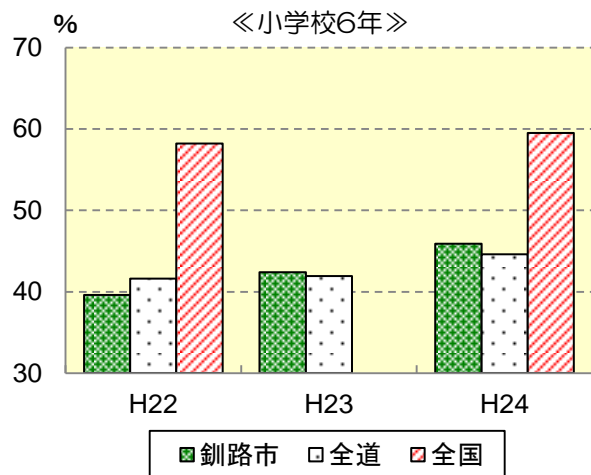
資料 1-1 全国学力・学習状況調査における児童生徒の平均正答率の状況(全道を100とした比較の値)



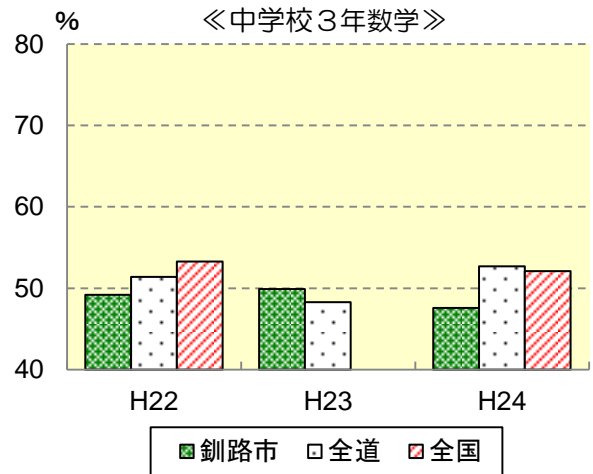
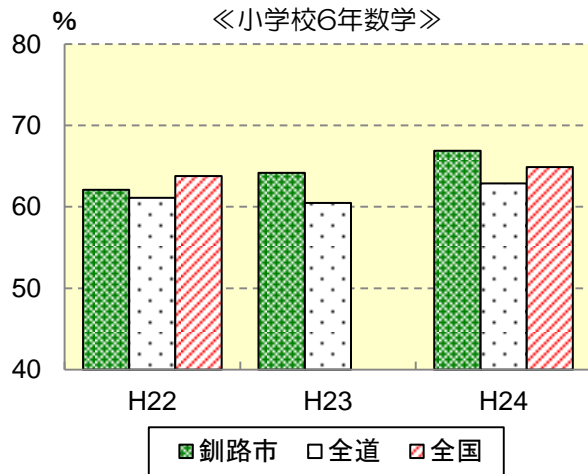
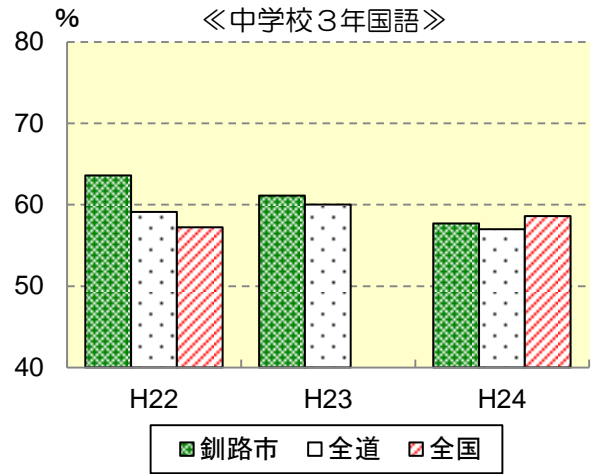
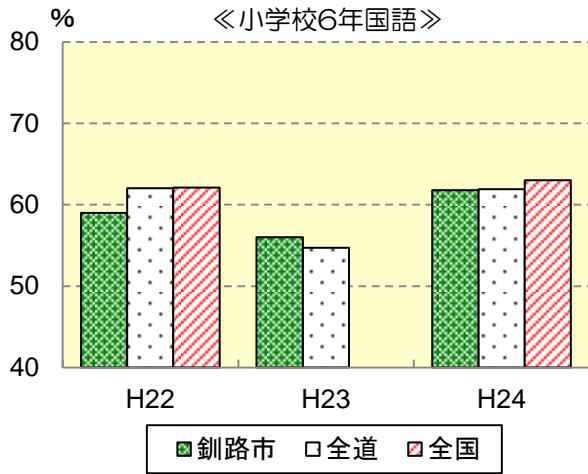
資料 1-2 「授業がよく分かる、どちらかといえばよく分かる」と回答する児童生徒の割合



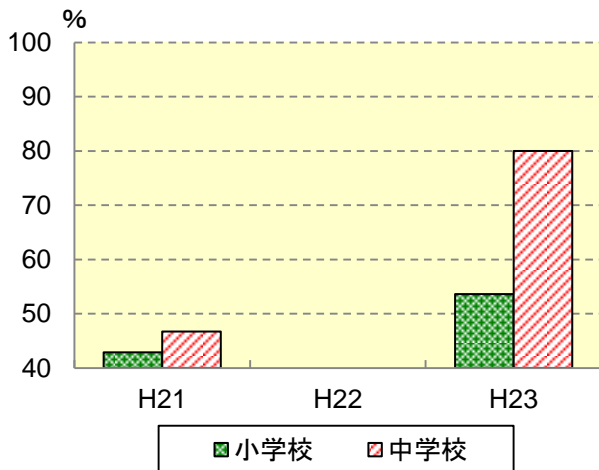
資料 1-3 「平日、1日当たりの学習時間が1時間以上」と回答する児童生徒の割合



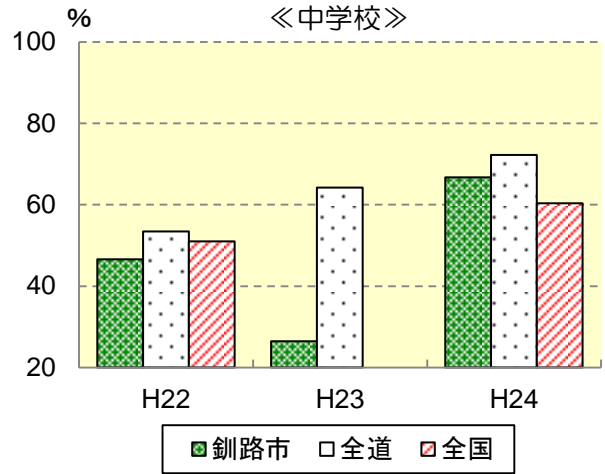
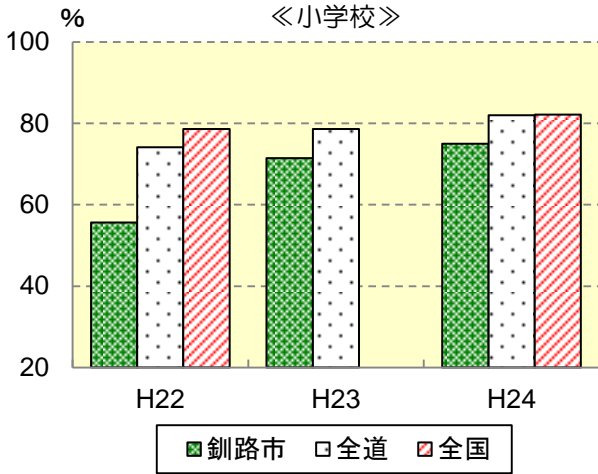
資料 1-4 「勉強が好き、どちらかといえば好き」と回答する児童生徒の割合(国語及び算数・数学)



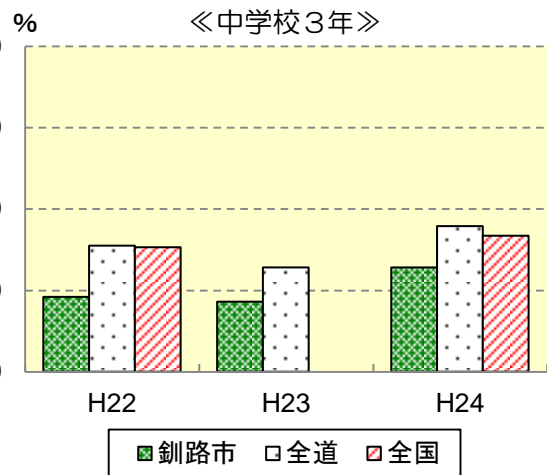
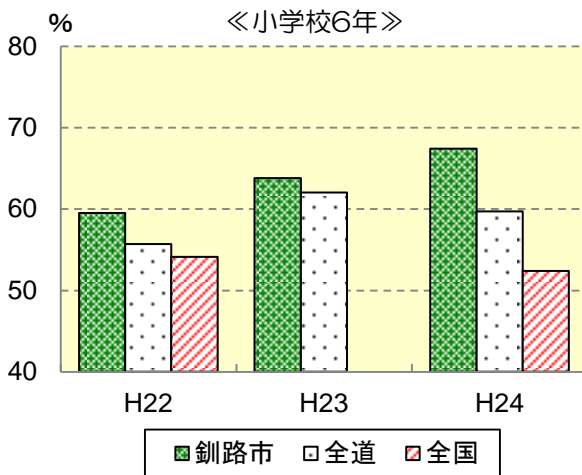
資料 1-5 児童生徒による授業評価を取り入れている小中学校の割合



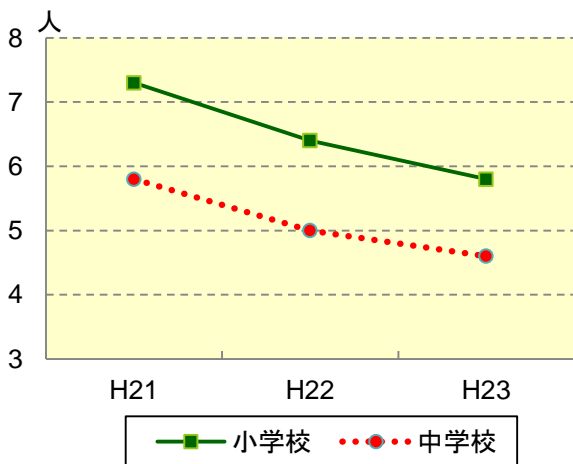
資料 1-6 地域の人材を外部講師として招聘した授業を行っている小中学校の割合



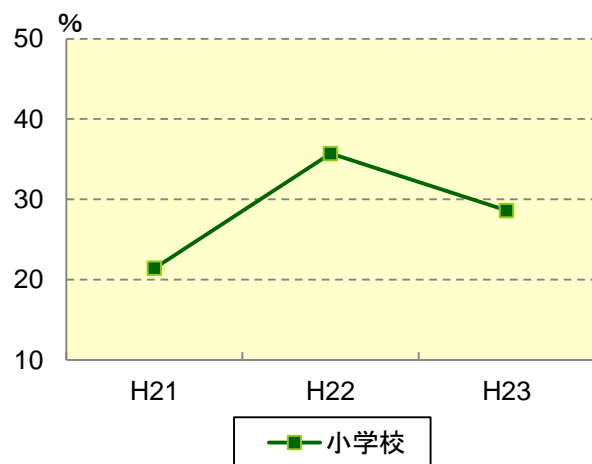
資料 2-1 「授業で、本やインターネットを使って調べる活動をよく行っている、どちらかといえば行っている」と回答する児童生徒の割合



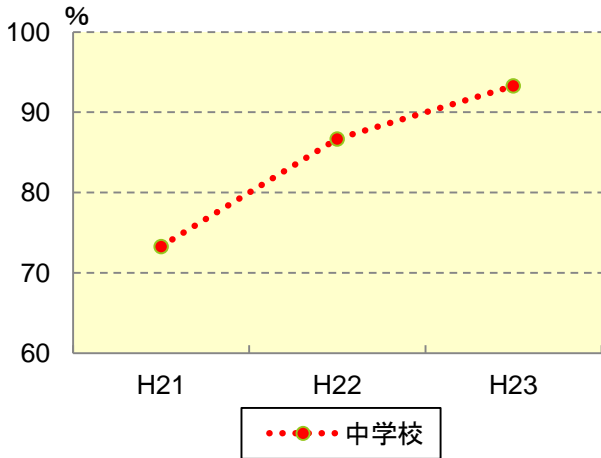
資料 2-2 小中学校の教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数



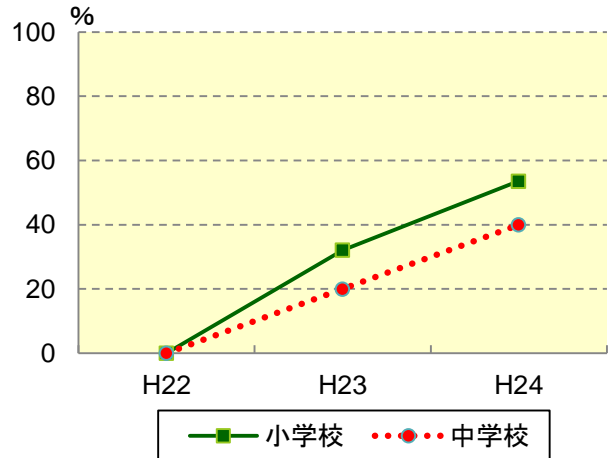
資料 2-3 中学校の英語教諭による交流授業を実施している小学校の割合



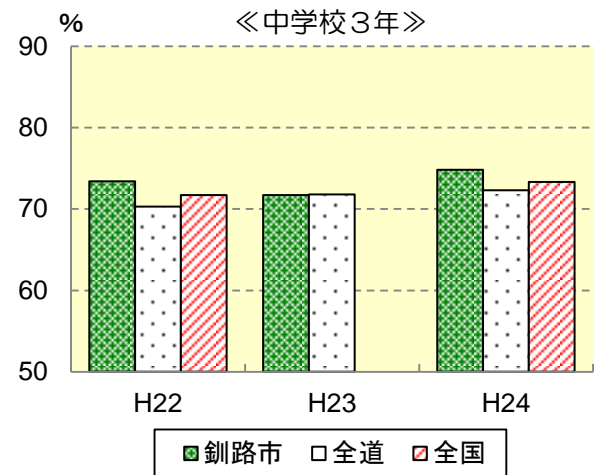
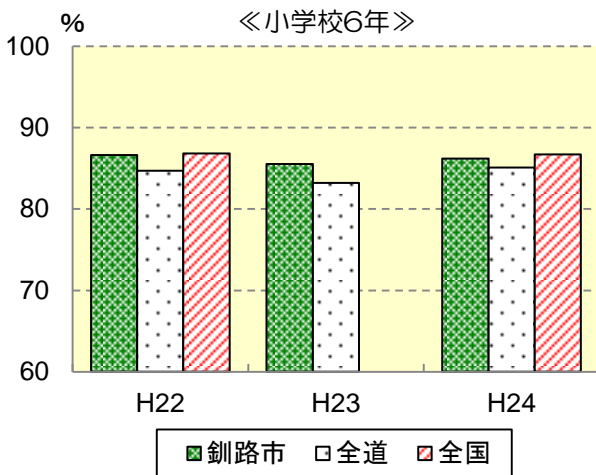
資料 2-4 職場体験学習を実施している中学校の割合



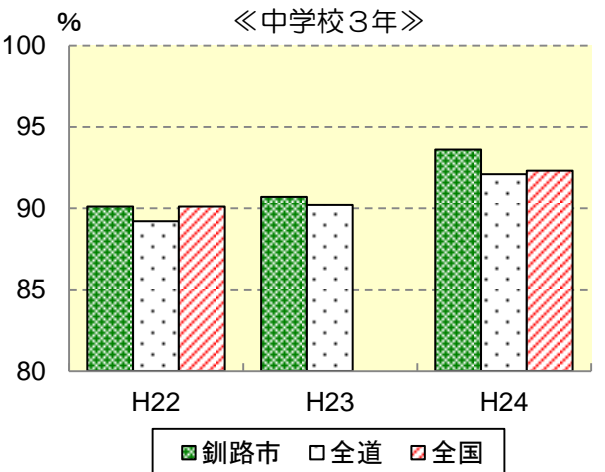
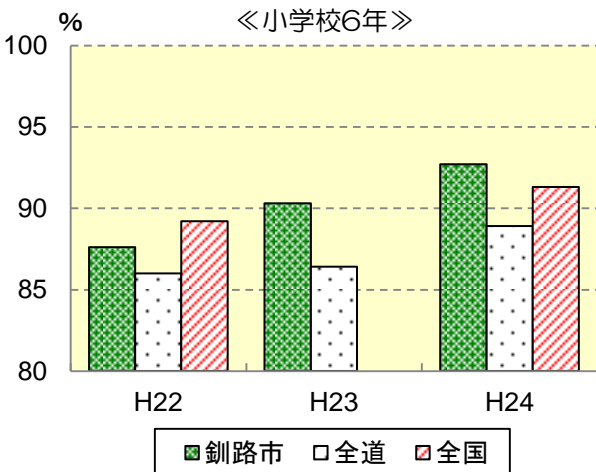
資料 2-5 省エネルギー意識の研修を実施している小中学校の割合(累計)



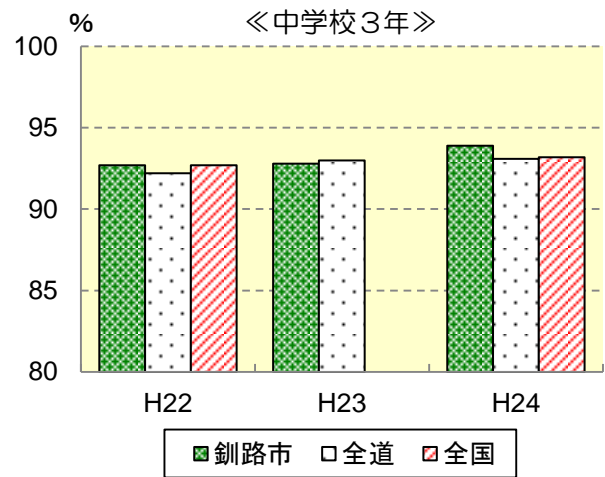
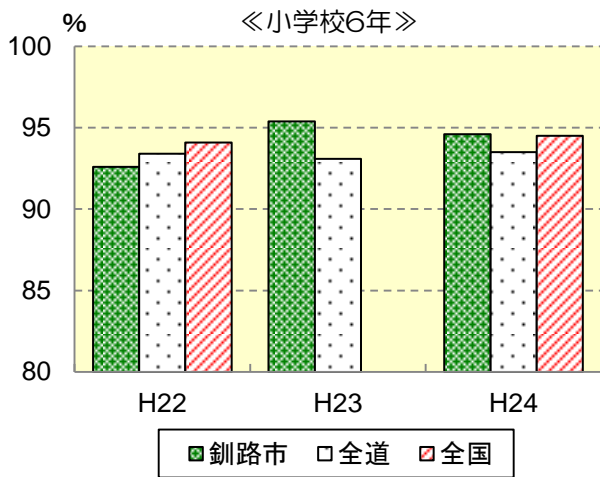
資料 2-6 「将来の夢や希望を持っている、どちらかといえば持っている」と回答する児童生徒の割合



資料 3-1 「学校のきまりを守っている、どちらかといえば守っている」と回答する児童生徒の割合



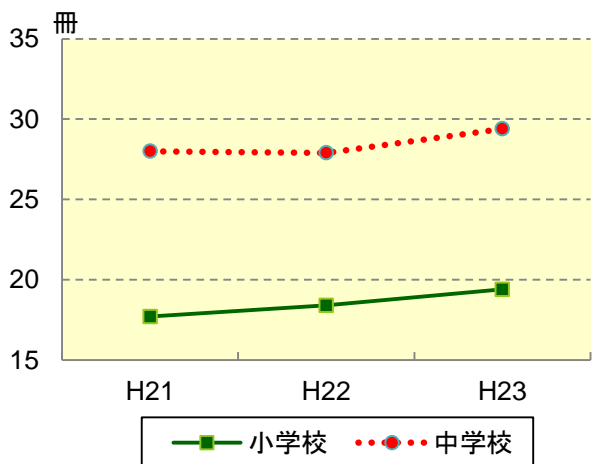
資料 3-2 「ものごとを最後までやりとげて、うれしかったことがある、どちらかといえばある」と回答する児童生徒の割合



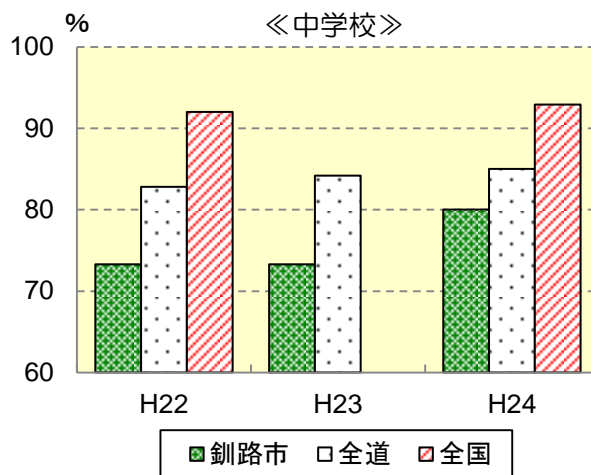
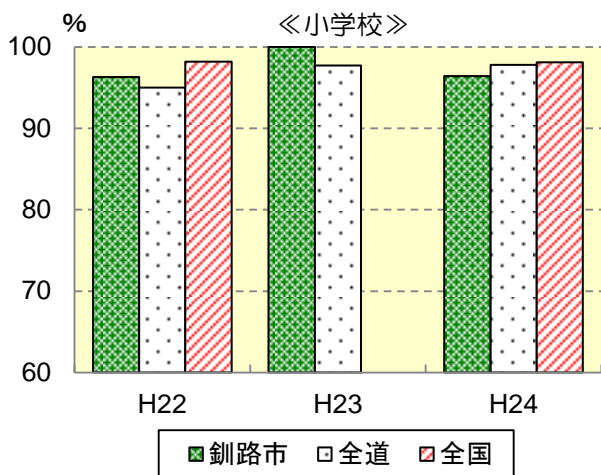
資料 3-3 「道徳の時間」の保護者公開の状況

年度	小学校			中学校		
	全学年実施	一部実施	未実施	全学年実施	一部実施	未実施
平成23年度	14校	14校	—	9校	5校	1校
平成22年度	13校	15校	—	10校	4校	1校
平成21年度						
平成20年度	9校	19校	—	10校	6校	—

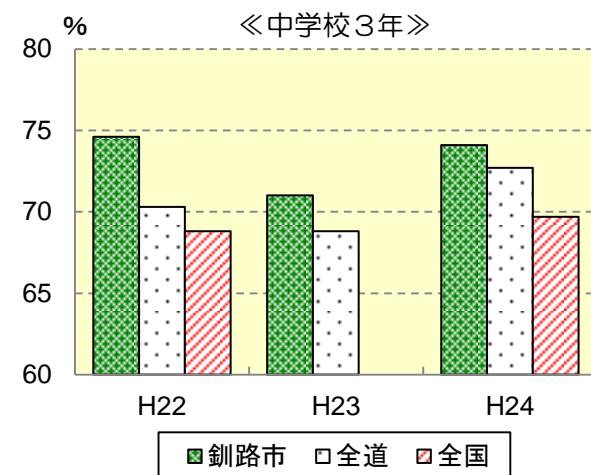
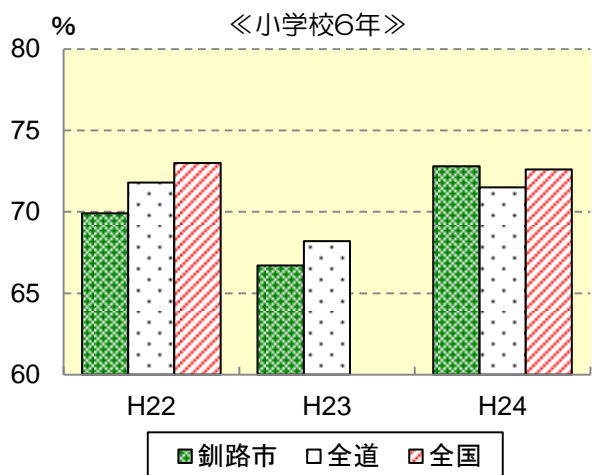
資料 3-4 児童生徒1人当たりの学校図書館図書数



資料 3-5 「朝読書」などの一斉読書の時間を設けている小中学校の割合



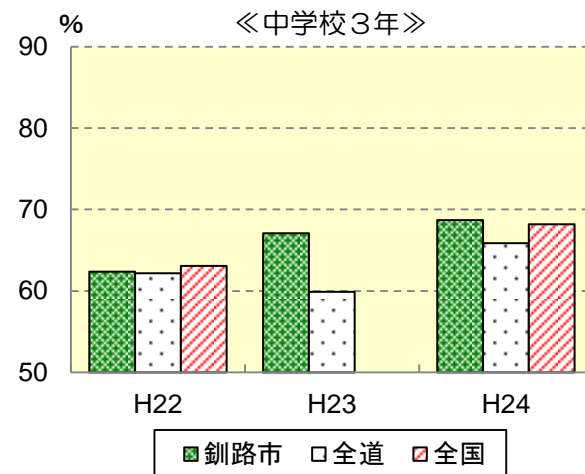
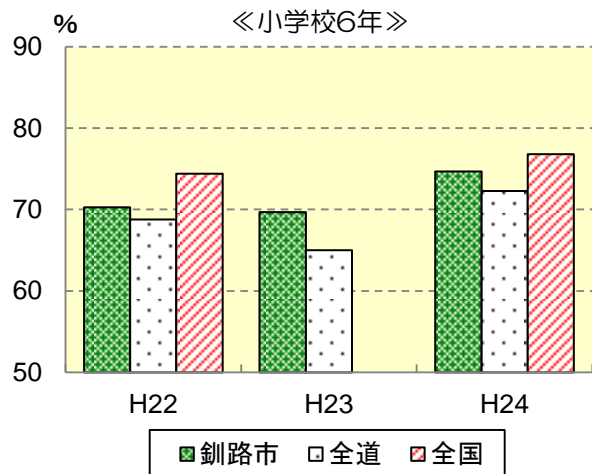
資料 3-6 「読書が好き、どちらかといえば好き」と回答する児童生徒の割合



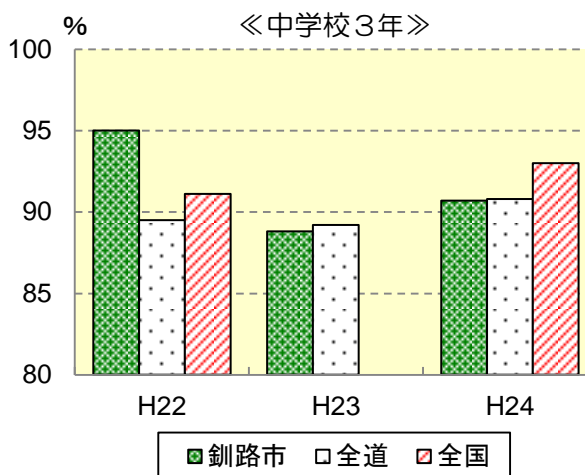
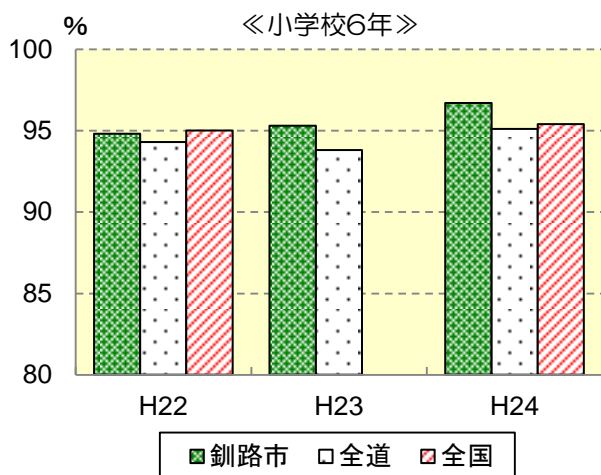
資料 3-7 体験活動の実施状況

年度	ボランティア等の社会奉仕活動		自然に関わる活動		勤労生産に関わる活動		職業就業に関わる活動		文化芸術に関わる活動	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
平成24年度	24校	11校	27校	11校	20校	7校	10校	13校	17校	4校
平成23年度	24校	10校	28校	11校	21校	7校	8校	12校	19校	5校
平成22年度	21校	10校	27校	10校	17校	7校	6校	13校	16校	4校
平成21年度	21校	10校	27校	8校	12校	4校	5校	13校	13校	3校
平成20年度	22校	10校	26校	9校	18校	5校	5校	12校	11校	4校

資料 4-1 「自分にはよいところがある、どちらかといえばある」と回答する児童生徒の割合



資料 4-2 「いじめはどんな理由があってもいけない、どちらかといえばいけない」と回答する児童生徒の割合



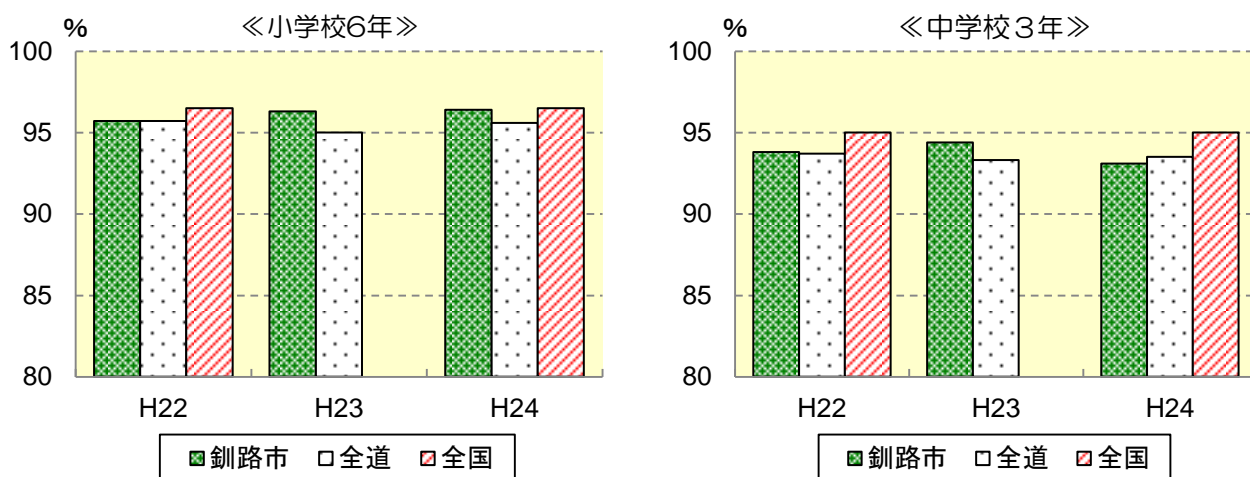
資料 4-3 いじめの認知件数と対応状況

年度	小学校					中学校				
	認知件数	対応状況			解消率	認知件数	対応状況			解消率
		解消	一定解消	継続			解消	一定解消	継続	
平成23年度	110	110	—	—	100%	21	21	—	—	100%
平成22年度	297	278	18	1	93.6%	96	87	9	—	90.6%
平成21年度	54	54	—	—	100%	19	18	1	—	94.7%
平成20年度	136	133	3	—	97.8%	41	34	6	1	82.9%
平成19年度	134	124	10	—	92.5%	59	52	4	3	88.1%

資料 4-4 不登校児童生徒数と出現率

年度	小学校				中学校			
	児童数	出現率			生徒数	出現率		
		釧路市	全道	全国		釧路市	全道	全国
平成23年度	19	0.22%	0.28%	0.33%	89	2.06%	2.33%	2.64%
平成22年度	22	0.25%	0.27%	0.32%	109	2.48%	2.39%	2.74%
平成21年度	27	0.30%	0.28%	0.32%	88	1.88%	2.35%	2.77%
平成20年度	24	0.27%	0.26%	0.32%	93	1.97%	2.35%	2.89%
平成19年度	32	0.35%	0.27%	0.34%	89	1.80%	2.30%	2.91%

資料 4-5 「学校で友達に会うのが楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答する児童生徒の割合



資料 5-1 平成24年度 学年別身長・体重・座高の平均値

区分		身長 (cm)			体重 (kg)			座高 (cm)		
		釧路市	全道	全国	釧路市	全道	全国	釧路市	全道	全国
小学校2年生	男子	122.3	122.9	122.4	24.2	24.7	24.0	67.5	68.0	67.6
	女子	122.1	121.8	121.6	24.2	23.6	23.5	67.8	67.3	67.3
小学校5年生	男子	139.4	140.5	138.9	35.7	36.5	34.0	75.1	75.7	74.9
	女子	140.2	140.4	140.1	35.2	34.4	34.0	75.8	75.8	75.8
中学校2年生	男子	160.2	161.2	159.5	51.3	51.2	49.0	85.5	85.9	84.9
	女子	155.0	155.0	155.0	48.6	48.3	47.4	85.8	84.0	83.9

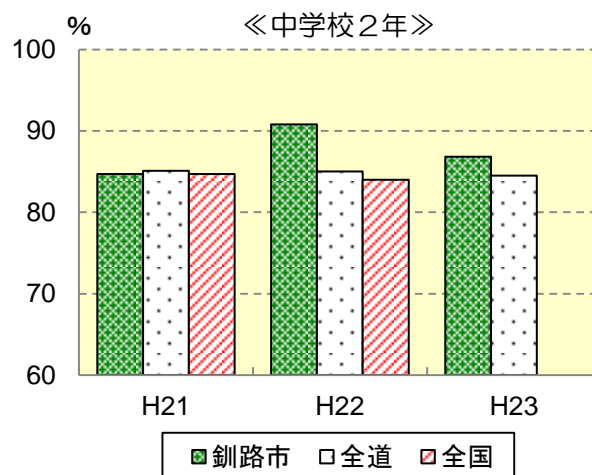
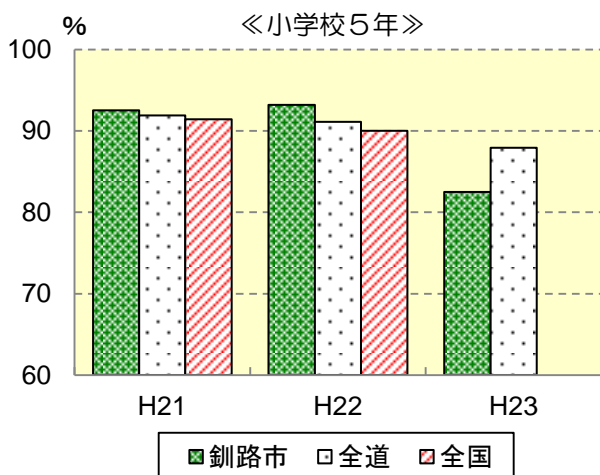
資料 5-2 新体カテストの総合評価

年度 (小・中参加割合)		小学校5年生				中学校2年生			
		A	B	C	D・E	A	B	C	D・E
平成23年度 (5.0%・15.6%)	釧路市	7.3%	17.3%	31.9%	43.5%	6.6%	19.3%	31.3%	42.8%
	全道	10.3%	22.8%	32.3%	34.6%	8.5%	23.1%	36.5%	31.9%
平成22年度 (5.2%・8.1%)	釧路市	2.8%	17.3%	38.3%	41.6%	11.2%	20.3%	35.2%	33.3%
	全国	12.7%	25.9%	34.7%	26.7%	15.0%	29.3%	34.0%	21.7%
	全道	9.2%	22.5%	34.4%	34.0%	8.1%	23.4%	35.6%	33.1%
平成21年度 (67.3%・79.1%)	釧路市	10.2%	22.5%	31.7%	35.6%	7.3%	21.3%	35.1%	36.3%
	全国	12.1%	25.4%	34.9%	27.7%	14.8%	28.6%	33.9%	22.8%
	全道	8.2%	21.0%	34.4%	36.5%	7.2%	23.1%	35.8%	34.0%

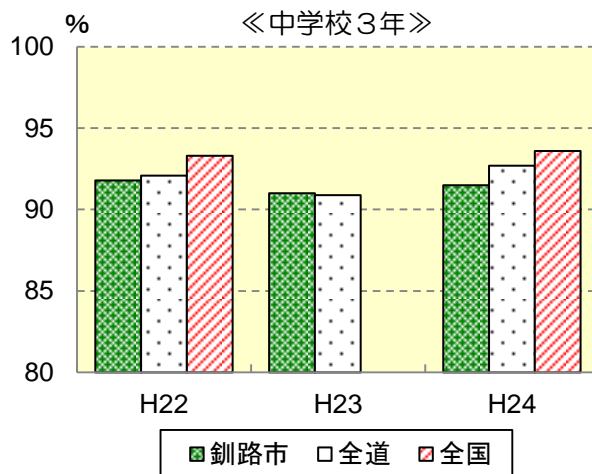
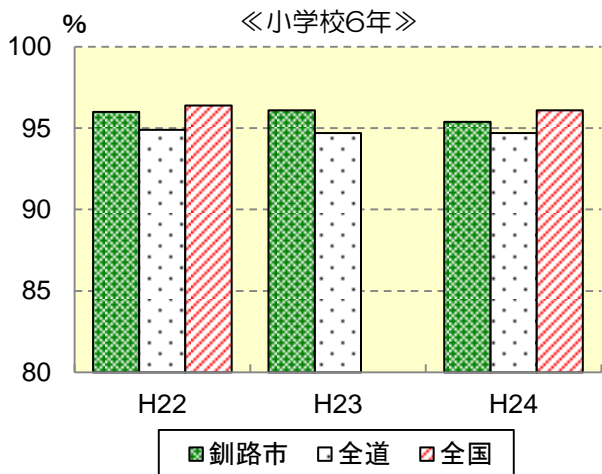
資料 5-3 新体カテストの実施状況

年度	小学校			中学校		
	全学年実施	一部実施	未実施	全学年実施	一部実施	未実施
平成23年度	15校	13校	—	15校	—	—
平成22年度	8校	14校	6校	12校	2校	1校
平成21年度	8校	17校	3校	11校	4校	—
平成20年度	7校	17校	4校	11校	4校	1校

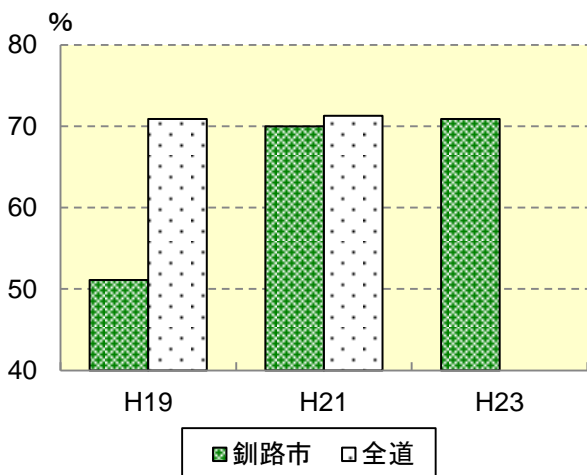
資料 5-4 「運動やスポーツをすることが好き、どちらかといえば好き」と回答する児童生徒の割合



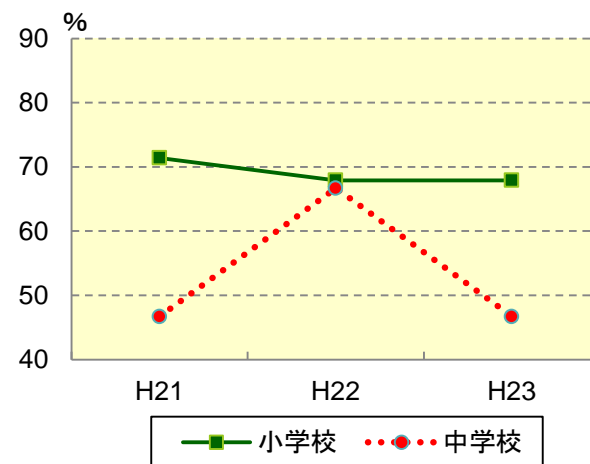
資料 5-5 「朝食を毎日食べている、どちらかといえば食べている」と回答する児童生徒の割合



資料 5-6 学校給食における道産食材の購入状況 (購入額における割合)



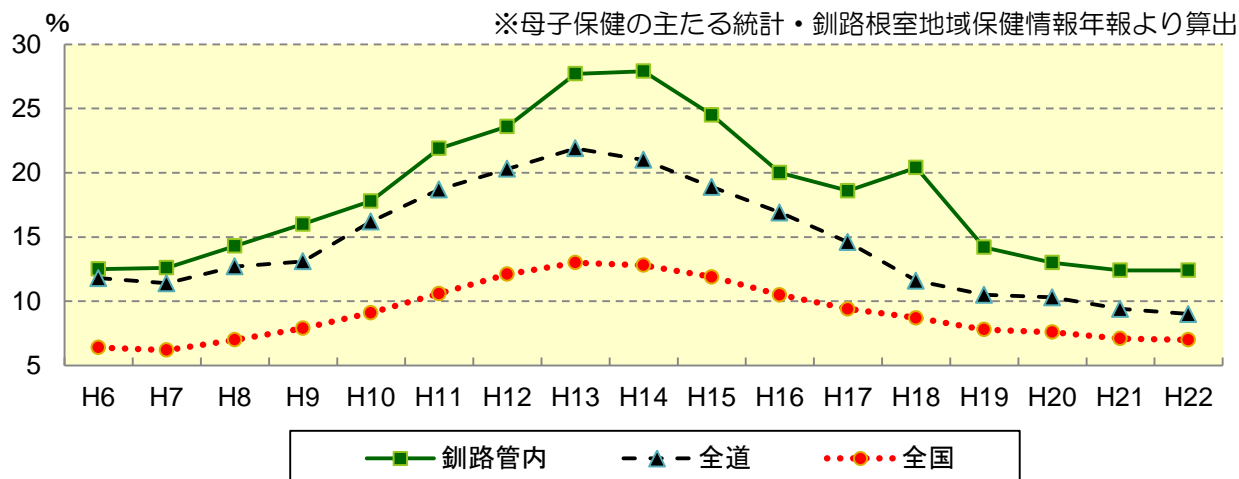
資料 5-7 栄養教諭による保護者対象の食に関する講座を実施している小中学校の割合



資料 6-1 平成24年度 児童生徒の疾病・異常状況

区 分	視力異常		う 歯		脊柱異常	胸郭異常	皮膚疾患		心臓疾患
	0.3未満	0.3~0.7	完全処置	未処置			アトピー	その他	
小学校男子	釧路市	2.7%	8.6%	36.6%	37.2%	0.3%	0.1%	2.3%	0.5%
	全国 (H23)	6.9%	10.4%	29.1%	29.9%	0.3%		3.6%	0.5%
小学校女子	釧路市	3.3%	11.9%	35.1%	34.1%	0.4%	0.1%	1.5%	0.4%
	全国 (H23)	9.0%	12.3%	28.1%	27.2%	0.3%		2.9%	0.4%
中学校男子	釧路市	7.8%	13.9%	32.9%	28.0%	0.6%	0.2%	0.6%	0.2%
	全国 (H23)	18.8%	16.7%	24.9%	21.6%	0.6%		2.7%	0.2%
中学校女子	釧路市	6.2%	12.7%	33.8%	28.7%	1.0%	—	0.2%	0.4%
	全国 (H23)	25.9%	18.4%	28.7%	21.5%	1.0%		2.2%	0.2%

資料 6-2 15歳以上20歳未満における人工妊娠中絶実施率の推移



資料 6-3 中学校における外部講師による思春期講座及び薬物乱用防止教室の実施状況

年度	思春期講座	薬物乱用防止教室
平成24年度	15校	15校
平成23年度	14校	13校
平成22年度	15校	10校
平成21年度	14校	5校
平成20年度	10校	4校

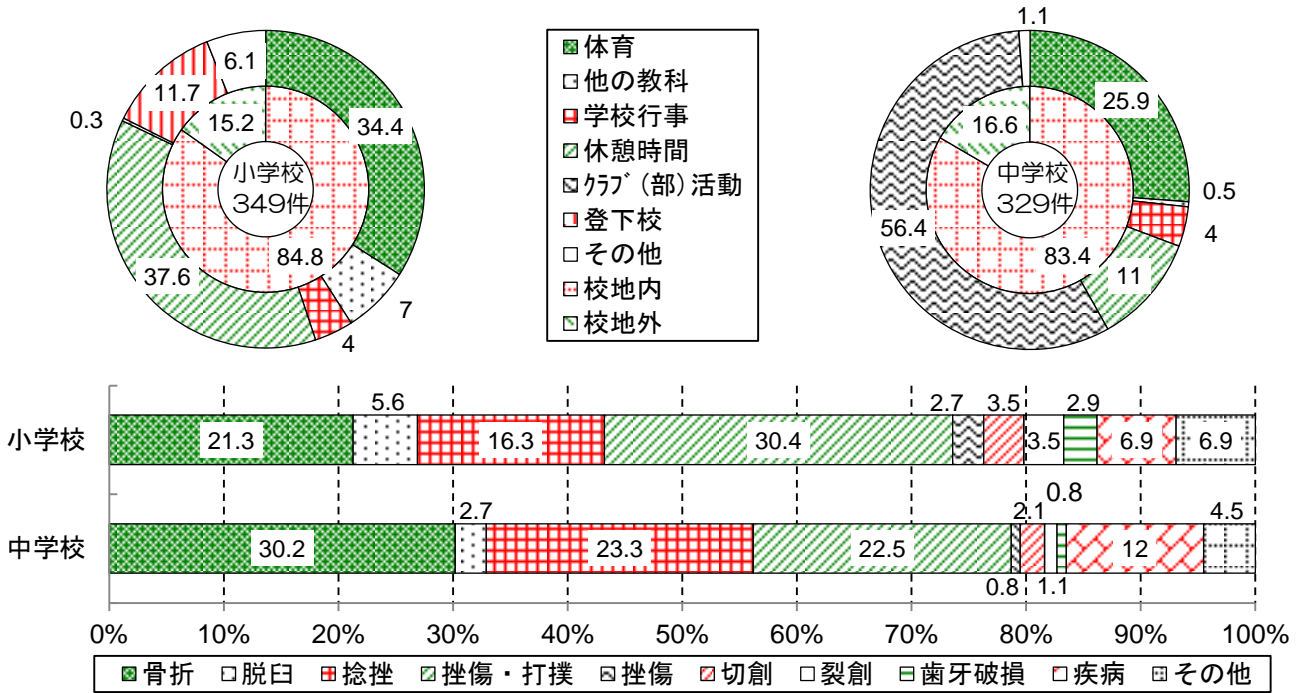
資料 6-4 小学校における通学路安全マップの作成状況と交通安全教室の実施状況

年度	通学路安全マップ	交通安全教室
平成24年度	25校	28校
平成23年度	25校	28校
平成22年度		28校
平成21年度		28校
平成20年度		

資料 6-5 防災・安全教育の実施状況

年度	地震～津波に特化した防災授業		津波発生を想定した避難訓練		児童生徒を対象とした防犯訓練	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
平成24年度	21校	12校	24校	11校	28校	8校
平成23年度			21校	11校	26校	10校
平成22年度			5校	1校	25校	7校
平成21年度			5校	1校	28校	8校
平成20年度			5校	2校	27校	6校

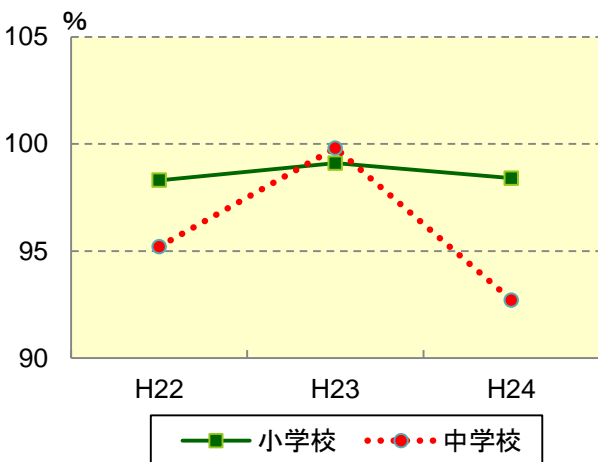
資料 6-6 平成23年度 日本スポーツ振興センター災害共済の適用状況



資料 7-1 特別支援学級における在籍児童生徒数・学級数・教員数

年度	特別支援学級							児童生徒数	学級数	担当教員数
	知的	肢体	病虚弱	弱視	難聴	言語	情緒			
平成24年度	149	16	13	1	—	11	196	386	105	145
平成23年度	143	19	10	2	—	9	176	359	103	143
平成22年度	139	22	10	3	—	9	151	334	104	138
平成21年度	130	22	7	2	—	9	134	304	99	133
平成20年度	113	30	3	2	—	8	109	265	88	118

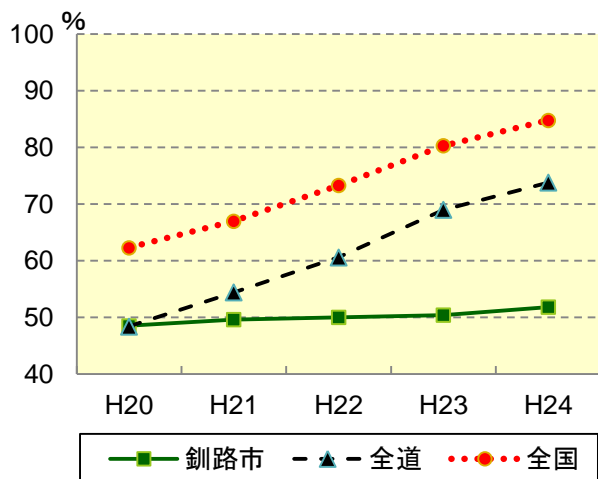
資料 7-2 小中学校における特別支援教育に関する校内研修の実施状況



資料 7-3 特別支援教育に関する教育研究センター一講座の開催回数と参加者数

年度	開催回数	参加者数
平成24年度	年2回	157人
平成23年度	年2回	106人
平成22年度	年1回	67人
平成21年度	年1回	87人
平成20年度	年3回	245人

資料 8-1 公立小中学校の耐震化率



資料 8-2 小中学校における建築年代別学校数

年代	小学校	中学校
S 5 7 ~	12 校	7 校
S 5 0 ~ S 5 6	13 校	5 校
S 4 5 ~ S 4 9	2 校	3 校
S 4 0 ~ S 4 4	1 校	—

資料 8-3 新JIS規格児童生徒用机等の整備状況

年度	小学校		中学校	
	台数	校数	台数	校数
H 2 4	86 台	1 校	—	—
H 1 9	—	—	352 台	8 校
H 1 8	1,848 台	9 校	1,547 台	7 校

資料 9-1 保護者アンケートを含めた自己評価の実施状況

年 度	小学校				中学校			
	年度末 1回	年間1回	各学期末	その他	年度末 1回	年間1回	各学期末	その他
釧路市 (H 2 3)	21.4%	35.7%	42.9%	—	13.3%	33.3%	46.7%	6.7%
全国 (H 2 3公立)	28.2%	16.7%	51.0%	4.1%	34.1%	17.9%	43.8%	4.2%
釧路市 (H 2 0)	32.1%	25.0%	42.9%	—	31.3%	31.3%	37.4%	—
全国 (H 2 0公立)	24.0%	17.7%	54.7%	3.6%	26.1%	23.1%	47.3%	3.5%

資料 9-2 学校関係者評価の実施状況

年 度	小学校				中学校			
	年度末 1回	年間1回	各学期末	その他	年度末 1回	年間1回	各学期末	その他
釧路市（H23）	71.4%	21.4%	7.2%	—	53.3%	6.7%	33.3%	6.7%
全国（H23公立）	48.9%	15.2%	26.6%	5.4%	49.5%	15.2%	26.0%	4.9%
釧路市（H20）	89.3%	3.6%	7.1%	—	87.5%	—	12.5%	—
全国（H20公立）	53.4%	11.5%	31.1%	4.0%	53.2%	11.9%	31.3%	3.7%

資料 9-3 自己評価結果の保護者等への公表状況（複数回答あり）

年 度	学校だより等に 掲載して配布		直接説明する機 会を設けている		ホームページに 掲載している		地域の広報誌や 回覧に掲載		公表していない	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
釧路市（H23）	100%	93.3%	50.0%	60.0%	10.7%	—	10.7%	—	—	—
全国（H23公立）	72.4%		53.1%		34.5%		2.2%		1.2%	
釧路市（H20）	92.9%	93.8%	35.7%	25.0%	7.1%	—	3.6%	12.5%	—	—
全国（H20公立）	71.2%		39.1%		28.1%		4.6%		10.3%	

資料 9-4 学校関係者評価の評価活動（複数回答あり）

年 度	授業参観		管理職との対話		一般教職員との 対話		児童生徒からの アンケート等		保護者からの アンケート等	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
釧路市（H23）	92.9%	86.7%	100%	86.7%	64.3%	53.3%	35.7%	53.3%	65.3%	73.3%
全国（H23公立）	82.0%		89.2%		36.9%		43.7%		57.6%	
釧路市（H20）	92.9%	100%	100%	100%	64.3%	46.7%	53.6%	60.0%	42.9%	13.3%
全国（H20公立）	85.4%		91.0%		32.5%		18.6%		31.6%	

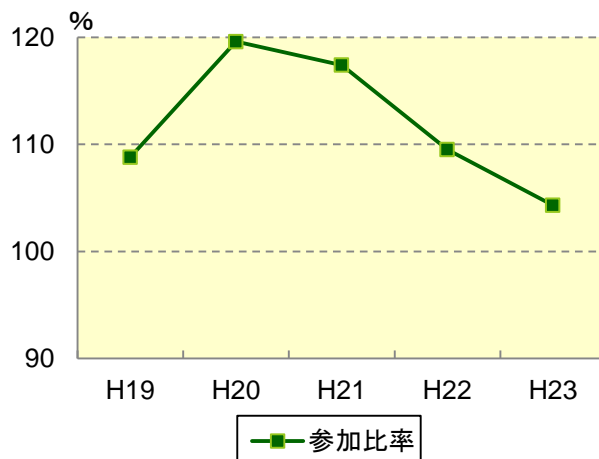
資料 9-5 情報提供の取組状況（複数回答あり）

年 度	学校ホームペー ジを作成		直接説明する機 会を設けている		学校だより等を 作成して配布		メール配信を行 っている		地域の広報誌や 回覧に掲載	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
釧路市（H23）	39.3%	13.3%	53.6%	33.3%	100%	100%	3.6%	—	25.0%	20.0%
全国（H23公立）	77.9%		59.8%		89.3%		17.0%		27.1%	
釧路市（H20）	25.0%	6.3%	60.7%	50.0%	100%	100%			14.3%	12.5%
全国（H20公立）	62.4%		51.2%		93.5%				21.8%	

資料 9-6 小中学校におけるコミュニティ・スクール
(学校運営協議会)の指定状況

年度	釧路市	全道	全国
平成23年度	—	2校	1,113校
平成22年度	—	—	738校
平成21年度	—	—	585校
平成20年度	—	—	448校
平成19年度	—	—	319校

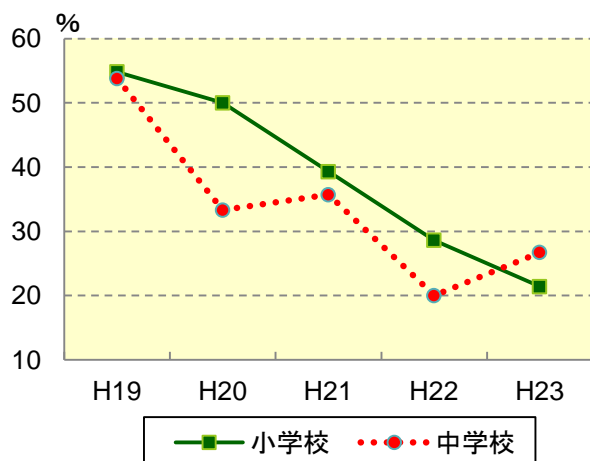
資料 10-1 市内小中学校教職員数に対する教育
研究センター講座受講者の比率



資料 10-2 小中学校における公開研究発表会の
実施状況

年度	小学校	中学校
平成24年度	1校	2校
平成23年度	2校	1校
平成22年度	2校	1校
平成21年度	2校	1校
平成20年度	4校	1校

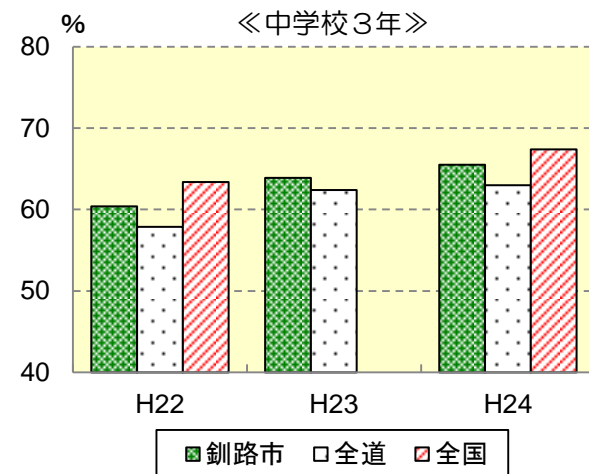
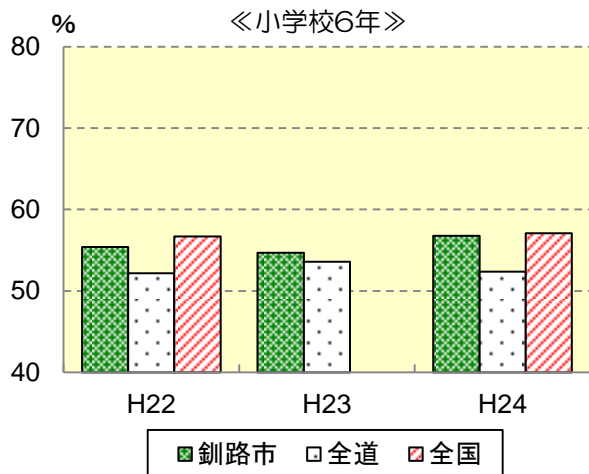
資料 12-1 家庭教育支援事業「子育て講座」を開催
している小中学校の割合



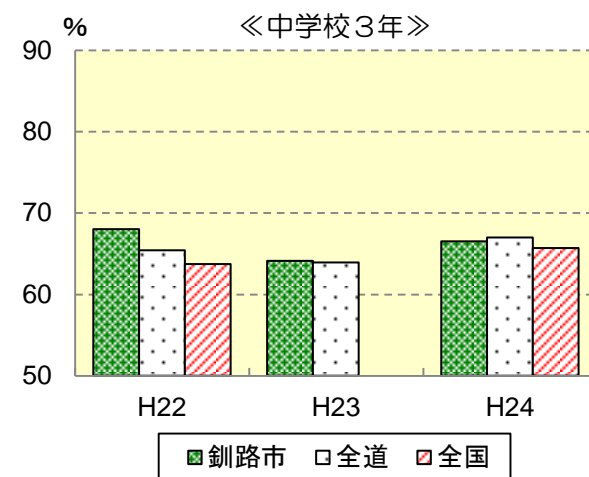
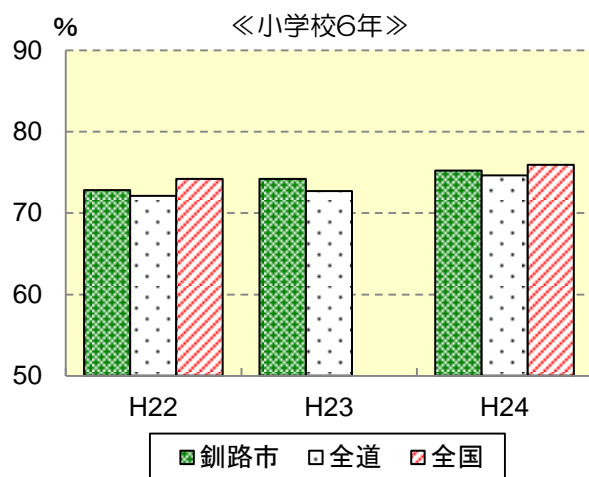
資料 12-2 小中学校における学校支援ボランティア
アの状況

年度	登録数	のべ人数
平成23年度	764人	12,841人
平成22年度	798人	12,008人
平成21年度	810人	11,189人
平成20年度	896人	7,841人
平成19年度	1,022人	17,185人

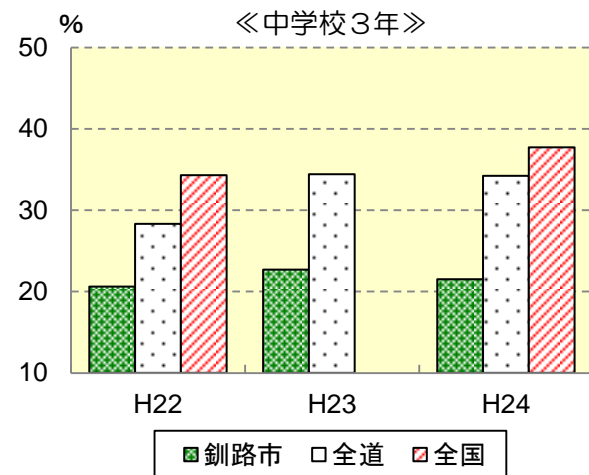
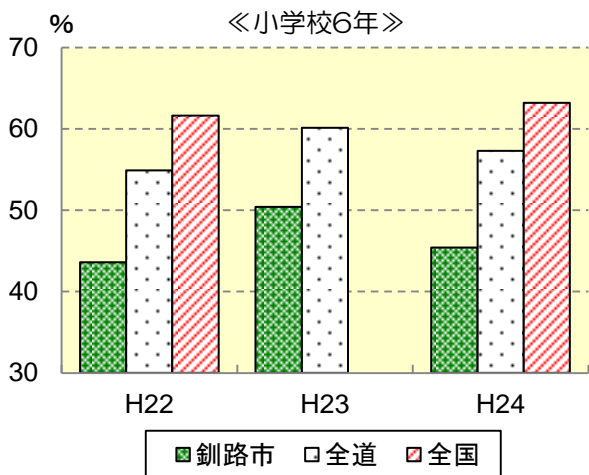
資料 12-3 「テレビ・ビデオ・DVDの視聴時間が1日あたり3時間以内」と回答する児童生徒の割合



資料 12-4 「家の人と学校での出来事について話をしている、どちらかといえばしている」と回答する児童生徒の割合



資料 12-5 「地域行事に参加している、どちらかといえば参加している」と回答する児童生徒の割合



参考資料 2 釧路市教育推進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 基礎学力や体力・運動能力の向上、いじめ・不登校をはじめとする教育課題の克服に向けた具体的な目標を設定するとともに、目標達成のための各種施策を着実に推進するために策定する釧路市教育推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関する検討を行うことを目的として、釧路市教育推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 策定委員会は、推進計画の策定にあたり、施策・事業等の具体的な取り組みについての意見交換を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、学識経験者、地域・保護者の代表、教育関係者をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めた時は、関係者等を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、釧路市教育委員会教育支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附則 この要綱は、平成24年6月21日から施行する。

参考資料3 釧路市教育推進基本計画策定委員会 委員名簿

	団体名	策定委員名	区分
1	釧路市小中学校校長会	杉 村 典 史	教育（中学校）
2		森 泉	教育（小学校）
3	釧路市小中学校教頭会	塩 住 啓 介	教育（小学校）
4		藤 原 美 恵 子	教育（中学校）
5	北海道高等学校長協会釧路支部	飯 島 範 雄	教育（高等学校）
6	釧路短期大学	井 上 薫	教育（大学）
7	北海道教育大学釧路校	玉 井 康 之	教育（大学） ※社会教育委員
8	釧路公立大学	高 野 敏 行	教育（大学） ※社会教育委員
9	釧路市私立幼稚園連合会	大 嶋 春 香	教育（幼稚園）
10	釧路市私立保育園連合会	池 谷 弘 美	教育（保育園）
11	釧路養護学校	矢 野 潤	教育（特別支援学校）
12	釧路市連合町内会	安 藤 朝 興	地域 ※社会教育委員
13	釧路市PTA連合会	住 尾 盛	地域・保護者 ※社会教育委員
14		山 木 さより	地域・保護者
15	児童館母親クラブ	堀 栄 子	地域・保護者
16	釧路市体育協会	大 道 裕 昭	地域
17	釧路挂冠会	大久保 依 義	地域
18	くしろ子ども未来塾	吉 田 敦 子	地域
19	釧路市民生委員児童委員協議会	勝 野 禧 江	地域
20	学校運営協議会	石 井 東 洋 彦	地域
21	社会教育委員	田 丸 典 彦	社会教育委員長

参考資料4 釧路市教育推進基本計画策定経過

月 日	内 容
平成24年 6月21日 釧路市交流プラザさいわい	第1回策定委員会 ・委嘱状交付 ・教育長挨拶 ・委員長、副委員長の選出 ・策定委員会の進め方について ・計画の体系（案）と釧路市の現状について
平成24年 8月31日 釧路市生涯学習センター	第2回策定委員会 ・釧路市教育推進基本計画（1次案）について
平成24年11月13日 釧路市生涯学習センター	第3回策定委員会 ・釧路市教育推進基本計画（2次案）について
平成24年11月28日	パブリックコメント ・期 間 ～平成24年12月27日 ・公表場所 市役所・各行政センター市政情報コーナー 各支所、市ホームページ ・募集方法 メール、郵送、ファックス、持参 ・意見状況 なし
平成25年1月30日 釧路市生涯学習センター	第4回策定委員会 ・釧路市教育推進基本計画（最終案）について
平成25年2月18日	第2回釧路市教育委員会2月定例会 ・釧路市教育推進基本計画策定（議案第10号）

釧路市教育推進基本計画

《平成25～29年度》

平成25年3月

発行 釧路市教育委員会

編集 釧路市教育委員会 学校教育支援課

〒085-0016 釧路市錦町2丁目4番地

TEL 0154-23-5189

FAX 0154-25-5999

